足立区教育委員会会議録

会議名	平成２６年第１０回足立区教育委員会定例会		
開会月日	平成２６年１０月１４日（火）	場所	教育委員会室
会議時間	（開会）午前・午後　３時００分　～　（閉会）午前・午後　４時０５分		
休憩時間	①（休　憩）午前・午後　時　分　～　（再会）午前・午後　時　分 ②（休　憩）午前・午後　時　分　～　（再会）午前・午後　時　分		

委員の出席	委員長	花岡惠三	出席	委員	桑原勉	出席
	委員	小川正人	出席	委員	小川清美	出席
	教育長	青木光夫	出席	出席委員3名、欠席委員2名		

出席説明員	鈴木　一夫	教育次長	出席	三橋　雄彦	子ども家庭部長	出席
	石居　聡	学校教育部長	出席	鳥山　高章	子ども家庭課長	出席
	荒井　広幸	教育政策課長	出席	荻原　貞二	子ども・子育て支援課長	出席
	絵野沢秀雄	学校適正配置担当課長	出席	橋本　太郎	子ども・子育て施設課長	出席
	稲本　望	学校施設課長	出席	寺島　光大	青少年課長	出席
	山田美砂緒	学校改築担当課長	出席	西野　知之	こども支援センターげんき所長	出席
	山中　寛	学校改築担当課長	出席	渡邉　勇	子ども支援担当課長	出席
	望月　義実	学務課長 おいしい給食担当課長	出席	浅見　信昭	学力定着推進担当課長	出席
	浮津　健史	教育指導室長	出席	市川　保夫	幼児プロジェクト推進担当課長	出席
	川原井隆之	教職員課長	出席	松野　美幸	地域文化課長	出席
	永井　章子	生涯学習振興公社事務局長	出席			

書記	山崎　弘孝　庶務係長	楠山　慶之　庶務係主査	矢神　功義　教育政策担当係長
	秋元　康裕　教育政策担当係長	依田　慶子　教育政策担当係長	灘山　昇　子ども家庭係長

傍聴者	０名
会議に付した議題	別紙、会議次第の通り。

平成２６年１０月１４日

足立区教育委員会

午後３時００分開会

○委員長　ただいまから本年第１０回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって、会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

――――――――――◇――――――――――

○委員長　初めに、会議録署名委員の指名をいたします。

本日の会議録署名委員に、小川清美委員、小川正人委員をご指名いたしますので、よろしくお願いをいたします。

――――――――――◇――――――――――

○委員長　それでは、日程第１、第６５号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長　日程第１、第６５号議案足立区立学校設置条例の一部を改正する条例の進達について。

以上でございます。

○委員長　第６５号議案について、石居学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長　教育委員会資料の２ページをお願いいたします。

第６５号議案の説明資料でございます。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

改正の理由でございますが、区立小学校の改築に伴い新校舎に移転するためということでございますが、２番で記載してございます足立小学校が来年４月にでき上がりますので、現在の旧千五小学校で足立小学校を設置しておりますが、それを旧五反野小学校の位置に移動するものでございます。住所は現在は「足立一丁目１３番１０号」でございますが、こちらを「足立三丁目１１番５号」に改めるものでございます。新旧対照表は記載のとおりでございます。

私からは以上でございます。

○委員長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第６５号議案についてご質問、ご意見がありましたら委員のご発言をお願いいたします。

（なし）

これより第６５号議案足立区立学校設置条例の一部を改正する条例の進達についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決することにいたします。

――――――――――◇――――――――――

○委員長　次に、日程第２、第６６号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長　日程第２、第６６号議案足立区子ども・子育て支援法施行細則。

以上でございます。

○委員長　第６６号議案について、三橋子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長　議案説明書の５ページ、これに伴って説明させていただきます。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

制定理由につきましては、国が内閣府令で子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行規則を定めたものに伴って細則をつくるものでございます。

主な内容については２番でございます。まず、（１）につきましては、内閣府令で就労時間の下限を一月において４８時間から６４時間で区が定めるとしているところで、区は今まで下限を定めてなかったということで、一番低い４８時間とす

るものでございます。

（２）につきましては、保育の必要量の認定を決めますが、この表の一番右、保育の必要量を別表で定めるものでございまして、項目につきましては内閣府令の第１条１号から１０号に合うような形で保育の必要量を定めるということで、例えば就労につきましては月１２０時間以上の場合は保育標準時間、就労時間が月１２０時間未満の場合は保育短時間ということで、それぞれ保育標準時間及び短時間というものを定めるものでございます。

（３）につきましては、支給認定の有効期間についての規定でございます。①につきましては、内閣府令で９０日を限度に区が定めるということから、区として最大限の９０日を求職活動の場合は認定期間を定めるという内容でございます。

②につきましては、育児休業についての期間につきましては、それぞれ事情がございますので、その事情を勘案して教育委員会が適当と認める期間というところで定めるものでございます。

③につきましては、その他の類似の事項で市町村が定める事由がありますが、その場合の認定期間については、さまざまな事由がありますので、その事情を勘案して教育委員会が適当と認める期間という内容で定めるものでございます。

施行の年月日については子ども・子育て支援法の施行日からということで、今のところ平成２７年4月１日に予定しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○委員長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第６６号議案についてご質問、ご意見がありましたら委員のご発言をお願いいたします。

桑原委員。

○桑原委員　第２条になるのですが、保育必要量の認定のところで、ご説明にあった主な内容の（１）、下限を４８時間とするということですが、１日何時間の週何日、１カ月当たり４８時間というような記述の仕方ではまずいんでしょうか。

○委員長　子ども家庭部長。

○子ども家庭部長　まずいとわけではないのですが一般的に、この制度全体がこのような書き方をしているということでございまして、この例に倣ったというところでございます。

○桑原委員　せめて1カ月４８時間というような書き方がわかりやすい気もするのですが。

○委員長　子ども家庭部長。

○子ども家庭部長　法律の一連の流れの中でこのような表現になりました。全体的に見るとわかりやすいかなと思います。ただ、委員のご指摘もありますので、区民の説明の際にはわかりやすく説明するつもりでございます。

○委員長　　他にご意見はありませんか。

（なし）

○委員長　これより第６６号議案足立区子ども・子育て支援法施行細則を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決することにいたします。

――――――――◇――――――――

○委員長　次に、日程第３、第６７号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長　日程第３、第６７議案足立区における保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則。

以上でございます。

○委員長　第６７号議案について、三橋子ども家庭部長から説明をお願いします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長　議案説明資料８ページに基づきまして説明させていただきます。

件名、所管部課名は記載のとおりでございますが、前提として、足立区における保育の実施に関する条例を今回の議会で改正してございます。その内容の比較の中の一番上にございますが、条例第５条で保育の実施基準を定めていましたが、それが内閣府令の子ども・子育て支援法施行規則の中で定めるようになったというところが前提でこの改正を行うものでございます。

この主な改正内容の表のまず第１番目、３条の条文中の、５条７号という、教育委員会が認める前各号に類する状態にあることというところを、改正後、右欄でございますが、内閣府令の１条１０号と引用先を変えるものでございます。

それに基づきましてその下、左改正前の３条（１）、（２）につきましては削除します。これについては既に内閣府で定めているものでございます。

その下の（３）、（４）につきましては、新たにこの第３条の（１）、（２）ということで、同じ内容について定めるということ、（４）におきましては今、保育に欠けるという言葉を使いませんので、保育を必要とするというものに直すものでございます。

その下の第４条につきましては、改正前の旧４条は条例第５条を引用していますが、この５条が削除になったということで、改正後の第４条ではこれを削除した内容でございます。

第６条につきましては、承諾できない、保育の申し込みを承諾しなかった場合に、不承諾通知をする場合なのですが、それを左側の６条の（１）（２）、（３）を変えるものでございますが、（１）の１号につきましては、第５条を削除されましたので改正後は削除、（２）、（３）につきましては、実施基準に該当する場合で入所を超えるという文言を整理したものでございます。（３）も同じでございます。

９ページにいきまして第１４条でございます。こちらにつきましても、１４条の中の第５条、これが削除されていますから、引用先を第４条に変えるという内容でございます。

その下の１６条につきましては、延長保育を実施する場合にも、既に保育の実施を受けているというところが、今まで実施基準に適用するということで５条を引用していましたが、それが条例の４条を引用するという内容に変えるという内容でございます。

施行年月日については子ども・子育て支援法の施行日、今のところ２７年４月１日を予定しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○委員長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第６７号議案についてご質問、ご意見がありましたら委員のご発言をお願いいたします。

（なし）

これより第６７号議案足立区における保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決することにいたします。

――――――――◇――――――――

○委員長　次に、日程第４、第６８号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長　日程第４、第６８号議案足立区社会教育委員会議規則の一部を改正する規則。

以上でございます。

○委員長　第６８号議案について、三橋子ども部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長　１３ページの議案説明資料に基づきまして説明させていただきたいと思います。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

改正理由につきましては、社会教育委員会会議庶務を、現在は区長部局の地域のちから推進部地域文化課が行っておりますが、これからは教育委員会からの指導が中心になる等のため、より教育委員会に近いところで子ども家庭部青少年課に会議の庶務を移すものでございます。

あわせて、会議録の作成及び記載事項についてこの規定がなかったこともありますので、あわせて、会議録作成及び記載事項にかかわる５条、６条を追加するものでございます。

私からは以上でございます。

○委員長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第６８号議案についてご質問、ご意見がありましたら委員のご発言をお願いいたします。

（なし）

これより第６８号議案足立区社会教育委員会議規則の一部を改正する規則を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決することにいたします。

――――――――◇――――――――

○委員長　次に、日程第５、第６９号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長　日程第５、第６９号議案足立区立興本保育園の指定管理者指定の進達について。

以上でございます。

○委員長　第６９号議案について、三橋子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長　１６ページの議案説明資料に基づきまして説明いたします。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

内容につきましては、２８年４月に区立興本保育園を民営化計画に基づきまして、指定管理に基づき民営化するところでございますが、平成２６年９月５日の足立区子ども施設指定管理者等選定審査会において、指定管理者候補として答申を受け、以下の事業者を選定したいというがあります。その指定のためには区議会の審議が必要ということで提出するものでございます。

１番につきまして、経過としては提案書については４事業者ありましたが、第一次審査で上位３事業者を絞り込みまして、第二次審査として３事業者がプレゼンテーションで評価をいたしました。評価につきましては１７ページの評価のとおりでございまして、決定事業者が社会福祉法人太陽会でございます。２，４５３点で、７７％の得点でトップというところで答申を受け、この社会福祉法人太陽会を指定管理者候補者として選定いたしました。

住所につきましては鹿浜五丁目２５番地１７号、現在の太陽保育園を法人独自の保育園として、あとは新田おひさま保育園、千住保育園については指定管理者として足立区立の保育園を運営しているところでございます。

今後のスケジュールでございますが、本日の教育委員で決定していただいた後、１２月の議会審議、来年４月から引き継ぎ保育を開始して、２８年４月から指定管理者として開園するという内容でございます。

私からの説明は以上でございます。

○委員長　ただいま説明がありましたので、これよ

り本案の審議に入ります。

第６９号議案についてご質問、ご意見がありましたら委員のご発言をお願いいたします。

小川委員。

○小川清美委員　この点数を見せていただいて、もちろん合計点数は今回社会福祉法人太陽会ということで高いのですが、私が別のある行政でこういうことを行っているときによく話題になるのは法人の安定性です。それで、ここはどうも悪いのですね。しかし、安定性はほかの法人よりも一番低かったが、あえてこの法人にしたというような何かがあれば教えてください。

○委員長　子ども・子育て施設課長。

○子ども・子育て施設課長　委員ご質問のとおり、安定性ではほかと比較しますとご案内のとおりでございます。これにつきましては、既に専門家の診断なども経て安定性についての判定の資料を審査会の中で提出をして、それを評価していただいているという結果でございまして、私どもとしてはそれ以外の提案内容や熱意、理念、こういった部分で総合得点の中で判定をしております。その結果としてこの太陽会が決定されたというところでございます。

○委員長　よろしいですか。

○小川清美委員　区が認めればそれでいいと思います。

○委員長　子育て・子育て支援課長。

○子ども・子育て施設課長　今申し上げました専門家である税理士の鑑定資料がございます。ご紹介させていただきますと、この太陽会につきましては、やはり結論としては安定性が低いというところで、資産が多いわりに売り上げ、利益が少ないという評価をいただいているというところでございます。

○委員長　他にございますか。

（なし）

これより第６９号議案足立区立興本保育園の指定管理者指定の進達についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決することにいたします。

――――――――――◇――――――――――

○委員長　次に、日程第６、第７０号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長　日程第６、第７０号議案足立区立竹の塚北保育園の指定管理者指定の進達について。

以上でございます。

○委員長　第７０号議案について、三橋子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長　１９ページの議案説明資料に基づきまして説明させていただきます。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

こちらも２８年の４月に区立竹の塚北保育園を民営化するというところで、審査会で指定管理者候補に選定しました。この答申につきまして候補者として選定し、今後、区議会定例会で審査するものでございます。

経過につきましては１番でございますが、８事業者からの提案がありまして、第一次審査で上位３事業者を選んで第二次審査、プレゼンテーションで決定したところでございます。

決定事業者につきましては社会福祉法人三樹会、住所につきましては、さいたま市南区鹿手袋４丁目１７番２２号でございます。現在運営している保育園につきましては、記載のとおりでございます。なお、足立区では東京都の認証保育所Ａ型を運営しております。

審査結果につきましては次ページ、２０ページ

にございます。これにつきましては２，２６２点、７１％の得点で１位ということで、これについては審査会の中で特に上位ということで、問題ないというところで選定されたという内容でございます。

今後のスケジュール、１９ページに戻っていただきまして、今後１２月議会で審議していただきまして、来年４月からの引き継ぎ保育開始、２８年４月から指定管理園として開園するというものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○委員長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第７０号議案についてご質問、ご意見がありましたら委員のご発言をお願いいたします。

小川委員。

○小川清美委員　質問ではないのですが、今回も法人の安定性は低いところがとられていますが、私が今までいろいろなところで経験している中で、すごく大事な項目は、実は園長予定者の意欲、熱意なのです。多分それで上げられたのかなと思います。この園長予定者の意欲次第で随分変わりますので、それでここの１位になったのかなと考えました。

○子ども家庭部長　委員おっしゃるとおり我々も選定委員になっていますから、園長意欲は大きいと思っております。園長予定者に対して質問もかなり多く出ていまして、そういった結果があらわれているという認識でございます。

○委員長　ほかにございませんか。よろしいですか。

（なし）

これより第７０号議案足立区立竹の塚北保育園の指定管理者指定の進達についてを採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決することにいたします。

――――――――◇――――――――

○委員長　次に、日程第７、第７１号議案と日程第８、第７２号議案について、関連がある内容ですので一括して議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長　日程第７、第７１号議案足立区地域学習センターの指定管理者の指定の進達について、日程第８、第７２号議案足立区立図書館の指定管理者の指定の進達について。

以上でございます。

○委員長　第７１号議案、第７２号議案について、井元地域のちから推進部長から説明をお願いいたします。

地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長　議案説明資料２５ページをごらんください。件名は標記とおりでございます。

指定管理者の指定について、２６年度第４回区議会定例会において議決を得る必要があるため、今回の進達でございます。

対象施設８施設ございます。標記のとおりでございます。選定審査会につきまして開催日、書類審査、プレゼンテーション、標記の日程で実施をしてございます。

選定事業者でありますが、選定事業者名は別紙２６ページに一覧で記載しております。こちらにつきましては２７、２８ページに記載をしてございます。そちらをごらんいただきたいと思います。指定期間につきましては標記のとおりでございます。

なお、１施設とは、地域学習センター、図書館につきましては、１事業者の応募がございましたが、一次審査で失格となったため、再募集の手続に入ってございます。２７年第１回定例会で議決

を得る予定でございます。

以上でございます。

○委員長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第７１号議案、第７２号議案についてご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

（なし）

これより第７１号議案足立区地域学習センターの指定管理者の指定の進達について、第７２号議案足立区立図書館の指定管理者の指定の進達についてを一括して採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決することにいたします。

――――――――――◇――――――――――

○委員長　次に、日程第９、第７３号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長　日程第９、第７３号議案足立区文化財保護審議会への諮問事項について。

以上でございます。

○委員長　第７３号議案について、井元地域のちから推進部長から説明をお願いいたします。

地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長　議案説明資料の３０ページをごらんください。件名については標記のとおりでございます。

文化財登録についての答申を得るため文化財保護審議会の開催を予定してございます。開催期日につきましては標記のとおりでございます。

登録諮問をする文化財につきましては有形文化財、彫刻で金銅造阿弥陀如来坐像以下標記のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第７３号議案についてご質問、ご意見がありましたら委員のご発言をお願いいたします。

（なし）

これより第７３号議案足立区文化財保護審議会への諮問事項についてを採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決することにいたします。

――――――――――◇――――――――――

○委員長　次に、日程第１０、受理番号１の陳情について議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長　日程第１、受理番号１平成２８年度から使用する中学校教科書の採択にあたり、日本の真実の歴史と文化及び家族の大切さを理解し、適切な愛国心、道徳心を養いうる教科書の採択を求める陳情。

以上でございます。

○委員長　受理番号１の陳情について、石居学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長　教育委員会資料３１ページをお願いいたします。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

陳情の要旨につきましては、ただいま委員長から報告がございましたが、２８年度から使用する中学校教科書の採択にあたり、日本の真実の歴史と文化及び家族の大切さを理解し、適切な愛国心、道徳心を養いうる教科書を採択することというのが要旨でございます。

陳情者の住所等につきましては別添で請願文書表をお手元に配付してございます。こちらを見ていただきますと、陳情者の住所等を記載してございます。また、陳情書そのものも添付させていた

だいております。

この内容に基づきまして、教育委員会といたしましては、学校教育基本法の改正及び学習指導要領の全面改定に基づいて、適切な教科書を採択するということについては変わりございません。

中学校の教科書は平成２８年度から３１年度まで使用するものでございますが、この採択につきましては、２番のところで手順がございますが、今年４月１日教育長決定いただきました採択要綱に基づき、調査委員会等の調査を経て、最終的に（７）番でございますが教育委員会において採択をしていただくという手順でございます。小学校の教科書採択と変わりございません。

私からは以上でございます。

○委員長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

受理番号１の陳情について、ご質問、ご意見がありましたら委員のご発言をお願いいたします。

小川委員。

○小川正人委員　小学校の教科書の採択の際にはこういうふうな教科書採択に対する要望も陳情もあったのですが、実際はまだ採択の作業はスタートしていないというような状況もあって、当初は継続審議という形になりました。そういう経緯からすると、中学校の教科書採択についても、現時点で採択に関する作業がスタートしていないわけで、これまでの経緯を踏襲すれば、今回は継続審議という対応は一つかと思うのです。しかし、私自身は今回、この陳情内容は採択にふさわしくない内容であると感じています。

一つは、陳情の趣旨として、日本に誇りと愛国心を持てる云々的な内容で、そうしたものを重視して採択するようにという趣旨ですが、こうした内容については既に改正教育基本法でもうたわれ、また、そうした趣旨を踏まえて学習指導要領の内容にも反映されて、文科省教科用図書検定基準にも反映されております。足立区においても先ほど説明があったように今年度、小学校の場合でも採択要綱に基づいて１９の調査項目を決定して、調査項目に即して適正・公平な調査研究に基づいた上で最終的に小学校の教科書採択をしてきました。中学校の教科書の採択作業も恐らくそういう形でやっていくのだろうと思います。

ですから、私たちも採択していく際に、この陳情の趣旨で言われているような日本に誇りと愛国心を持てる云々というような、そういうふうなことは当然判断の一つとして配慮しながら、そしてほかの項目も含めて全体のバランスの中で、適正で公正な教科書採択をしていくつもりでいるわけです。その中で、ある特定の観点からの採択の評価基準だけを強調するような陳情を採択するというのは、全体のバランスを配慮しながら適正公正な教科書の採択をする作業においては、特定の項目だけ強調することを意味し、他の項目と比してより重視して採択の基準とすべしという趣旨にも受け取れますので、私はやはりある特定の項目だけ強調するような主張をしているこの陳情を採択するべきではないと考えます。

もう一つ、陳情趣旨の理由の中に、これまで足立区の教科書の採択は教員が使いやすいものを、教員の配慮に過度に重きを置いた決定がなされたということが書かれていますが、これは少なくとも、今年行った小学校の採択では、教師が使いやすいものを重視して採択した覚えはありません。これは足立の教科書採択のプロセスにおいては事実誤認でもありますので、そういうふうな事実誤認に基づくような陳情は採択すべきではないと思います。

○委員長　ほかにございますか。

小川委員。

○小川清美委員　小川先生のお話は、真っ当な意見なのですが、教科書も見てない段階で、例えば今

日の段階で採択するのではなくて、最初に小川先生がおっしゃったのですが、始まってからでも遅くはないと思います。継続審議という形で持っていくのはいかがかと思います。

○委員長　他にございますか。

○教育長　私も、陳情の趣旨の内容で、これまでの足立区の教育委員会が行った教科書採択の評価について、確かに事実の理解と若干違うのではないかなと感じますが、今、小川清美委員がおっしゃった、まだ実際の教科書も見てないので、もう少し、継続にするなど様子を見たいと思います。

○委員長　桑原委員。

○桑原委員　私も継続がいいかなと思います。小川正人委員のおっしゃるとおりだと感じておりますが、やはり実際の教科書をまだ拝見してないというところもありますので、私も継続審議がいいのではないかと思います。

○委員長　では、他にご意見ないようですので、これより受理番号１平成２８年度から使用する中学校教科書の採択にあたり、日本の真実の歴史と文化及び家族の大切さを理解し、適切な愛国心、道徳心を養いうる教科書の採択を求める陳情について、採決いたします。

まず初めに、本案は不採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

１名。それでは、本案は継続審議とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

４名です。よって、本案は継続審議とすることに決定いたします。

――――――――◇――――――――

○委員長　次に、日程第１１、教育長報告です。

青木教育長、よろしくお願いいたします。

○教育長　では、私から、１０月第３回本会議の定例会の報告をさせていただきます。

９月２２日から２５日と本会議があり、文教委員会を２９日に、決算特別委員会もありまして、最終日の１０月２４日まで開催中ということでございます。

本会議での質問についてご報告をさせていただきます。代表質問、自民党の鹿浜議員からは、子どもの歯科検診についてのご質問、それから教育委員会制度について、さらに教員の研修制度について、それから学力調査について、子どもの貧困対策、子ども・子育て支援新制度について、待機児童対策、こういった多岐にわたるご質問をいただきました。

このうち教育委員会制度については、区長それから教育長へのそれぞれのご質問ということでございました。教育委員会制度改正に伴い区長はどう教育行政にかかわるか考えを問うという質問でしたが、区長からは、これまでの取り組みの結果、成果は見えつつあるがまだ道半ばであり、特に子どものコミュニケーション力と教員の指導力の強化が課題だというふうに考えている。今後組織体制の再構築も含め、課題解決に全力で取り組む、こういった答弁がありました。

それからもう１点、今後も首長がかわっても教育の継続性は維持されるのか、それから教育委員会制度のレイマンコントロールについて新制度について変わりはないのかという質問がありました。これについては私から答弁をさせていただいて、総合教育会議で、区長と教育委員との合意がなければ、新たな方針は打ち出すことができない仕組みになっている。教育委員の任命の改正は今回特にないので、レイマンコントロールは維持されているといった答弁をさせていただきました。

それから学力調査結果についてですが、国と区の学力調査結果について一定の成果が見られるが、区の見解それから課題は何かということでした。これについては教育委員長に答弁をしていただき、

区調査で全体的に通過率の向上が見られるという点、それから国調査では小学校で全国平均を上回り、各校の授業改善と教育委員会の施策の連携の成果ではないかというふうに考えられる。しかし、中学校は依然として厳しく、今後、指導に一層取り組む。こういった答弁をしていただいております。

それから、国調査結果の公表についての区の見解については、委員長答弁で、公表するという前提で、公表に当たっては、国の通達に従って序列化につながらないよう配慮しつつ、教育施策や児童生徒の学習状況の改善などにつながるような説明責任を果たしていきたい、こういった答弁をしていただいております。

子どもの貧困対策については、教育委員会として新たな施策を進めていく考えはあるのか、あるいは部署部局との連携はどうかというご質問をいただいております。これについては私から答弁をさせていただいて、学校を拠点に子どもの課題を施策につなげるスクールソーシャルワーカーの導入を検討していく、それから庁内に設けられている、子どもの貧困対策本部などを通じて各所管との連携と情報ということ、これを図りながら総合的な視点で対策を進めていくといった答弁をさせていただきました。

それから次の公明党のうすい議員については、英語教育の点、それから子どもの貧困対策、子ども・子育て新制度、こういった点のご質問がありました。

英語教育については、教育基本計画では、世界で活躍する人材育成を行うとしているが、学校教育でどう考えているかということで、これについて教育指導室長から、語学力を初めコミュニケーション能力や日本人としてのアイデンティティなどを備えた人材を学校教育で育成することが非常に重要であり、英語教員の授業力向上に向け研修や教科指導専門員の派遣を実施していく。全教科における言語活動あるいは道徳教育などの一層の充実に向けて取り組むといった答弁をさせていただきました。

それから、子ども・子育て支援新制度については、保育料が所得税方式から住民税方式に変わって、保育料が変更する世帯が増えると想定されているが、変更が少ないように制度設計すべきだがどうかといった趣旨のご質問です。

これについては、子ども家庭部長から、所得階層が上下することが、これは税制会計上やむを得ないことになっており、保育料設定で変更が過大とならないように調整する。それから地域型保育教育の保育料は所得に応じて変わることとなるが、今まで定額でしたが応能負担ということで、在園児の保育料が現行よりも増額になる場合は、一定の期間経過措置を実施することを検討するといった答弁をさせていただきました。

それからもう一つ、子ども・子育て新制度については、利用者支援事業に当たり、子育て上の悩みや相談にも応じる社会福祉の専門性の高い人材配置の検討をしたらどうかという質問がありました。これについては、子育て支援サービスに関する情報提供や相談・助言などとともに関係機関と連携を図るなど、新制度の施行に当たって重要な役割を担っていくということで、そのための利用者支援事業の実施形態、実施場所を含め、社会福祉の専門性の高い人材の配置を検討するというふうなお答えをさせていただきました。

それから共産党のぬかが議員からは、地域にかかわる若手人材の育成、給食食材の検査についてのご質問がありました。特に、地域人材、若手人材ではジュニアリーダー研修が行われているが、参加した後の受け皿が不十分で、ジュニアリーダースクラブを再構築して中学、高校、社会人とつなげ、地域にかかわる若者を育てていく必要が

あるのではないかということについてご質問がありました。

子ども家庭部長の答弁で、地域活動にかかわる若者の数が確かに少なくなってきているということもあり、組織の再構築は課題だと認識している。足立区少年団体連合協議会の機能強化を図り、地域単位の組織を束ねて育成を担う指導者組織の立ち上げに向けた検討を開始した。今後地域にかかわる若手育成を支援していくといった答弁をさせていただきました。

それから民主党の長谷川議員からは、いじめ防止対策それから放課後子ども総合プラン、子育て講座、発達障がい児に対する支援策、こういったご質問がありました。このうちいじめ防止対策については、いじめ防止対策推進法の意識啓発、予防事業の一環として、弁護士会が行っている法教育を全校に導入したいというご質問をいただいております。

これについては学校教育部長から、足立区いじめ防止基本方針に基づいて、各校で人権擁護委員や弁護士などの外部人材の活用あるいは読み物資料や映像資料を活用した授業を既に実施をしている。今後も外部人材を積極的に活用していくといった答弁をさせていただいております。

それから放課後子ども総合プランについては、国が放課後子ども教室と学童保育を一体化した放課後子ども総合プランを強力に推進しているが区の考えはどうかというご質問ですが、これについて学校教育部長から、同一小学校内で学童保育と児童の放課後子ども教室に参加できる運営をいわゆる一体型の運営と位置づけ、両制度が責任を持って運営をしつつ連携を図り、学校教育に支障のない範囲で余裕教室の活用を図ることが国の方針ということで、これに基づいて、地域のちから推進部と学校教育部で連携を図りながら今後の対策を充実していきたいといった答弁をしております。

そのほか、非常に多岐にわたる質問をいただいておりますが、内容については以上でございます。

○委員長　ご質問は何かありますか。

（なし）

――――――――――◇――――――――――

○委員長　それでは、続いて報告事項に入ります。ご質問等は全ての報告が終わってからまとめてお受けいたします。

初めに、①について、稲本学校施設課長、お願いいたします。

○学校施設課長　お手元の資料３２ページをお開きください。件名、所管部課名につきましては記載のとおりでございます。

亀田小学校周辺における集合住宅の建設により、児童数の増加することから校舎を現敷地内に増築するものでございます。

つきましては、計画の概要について下記のとおり報告するものでございます。

１番、児童数の増加の見込みでございますが、平成２６年、４５５名の１５学級でございます。平成３１年でございますが９２０人の２８学級。現校舎の利用可能の教室数でございますが、こちらは最大で現校舎だけで２０教室です。

次に増築計画でございますが、増築の延べ面積は１,７００平米、構造・階数につきましては鉄骨造3階建てでございます。

１部屋が６３平米でございます。職員室、校長室、保健室を既存の校舎より新築の校舎に移します。従いまして、既存の校舎の職員室それから保健室を普通教室に変えます。

既存校舎の改修等でございますが、今回の増築にあわせて外壁、屋上防水、給食場、トイレなどの全部の改修を行います。

今後の予定でございますが、今年度、設計等を進めてまいります。来年２７年、２８年が工事でございます。

今後の方針でございますが、事業スケジュールを遵守し、学校運営に支障を来さないよう業務を遂行するため、学校関係者や地域住民、関係機関との協議を速やかに行うものでございます。詳細の図面については隣の３３ページにございますので、後ほどお目通しいただければと思います。

私からは以上でございます。

○委員長　次に、②について、教育指導室長お願いいたします。

教育指導室長。

○教育指導室長　３４ページ、件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

学校事故状況９月受付け分です。管理下で小学校３件ございました。１件目は交通事故、夏のプールの帰りに車に左足をひかれて裂傷、それから休憩時間、放課後、登下校では、１件目が登校時に教室に上がるときに階段で転倒して裂傷、それから昼休みに校庭で上級生と接触し左の腕を骨折という計３件でございます。

各学校への事故防止の指導につきましては、交通事故の防止について、事故の発生状況を再度周知して、安全の徹底を図ってまいりたいと思います。また、休み時間等についても同様に、校舎内外での過ごし方の再度徹底をしてまいりたいと思います。

本日から後期が始まりましたので、また交通事故、校内の安全等について周知徹底を図ってまいりたいと思います。

私からは以上です。

○委員長　次に、③についてですが、本日追加の報告事項になります。資料はお手元に配付されております。それでは③と④について、烏山子ども家庭課長よりお願いします。

子ども家庭課長。

○子ども家庭課長　それでは、お手元に配付させていただきました追加資料をご覧ください。

件名は子ども・子育て支援新制度に関する区民への周知についてでございます。

来年４月からスタートいたします子ども・子育て支援新制度につきまして、来月から入園の申し込みが始まります。そういったこともありまして、区民への周知をしっかりしていきたいということで計画をさせていただいております。

１ページの表は全体的な考え方をまとめさせていただきました。情報発信と全体説明会、相談会という形で、区民の相談にかかわっていけるよう計画してございます。

めくっていただきまして全体会と相談会の概要についてご説明をいたします。

まずは全体会でございますが、区内６カ所、６会場におきまして実施することといたしました。できるだけ区民の方に出席をしていただきたいということもありまして６カ所に分けてございます。また、曜日につきましてもできるだけ土曜日など、保護者の方が出席しやすいような曜日、時間帯で、記載の表のとおり計画をさせていただいております。

また、２番目といたしまして、子育てサロンへの説明会の実施もあわせて行うことといたしました。乳幼児の専用の保育室がある１９カ所子育てのサロンにて説明会を実施する内容でございます。実施時期につきましては、今月２０日から来月の１４日までの間に随時行うということで今、日程調整が終了したところでございます。

それから、（２）といたしまして個別相談会でございます。これにつきましては、保護者の方が、どちらかというと新制度の概要のわかった後で保育料がどうなっていくのかというような個別の相談が主になってくるということもありまして、個別の相談コーナーを設けるものでございます。

次に、中央館の２階特設相談コーナーにつきましては、入園案内の見本が配布される１０月

２７日から、入園の申し込みの最終期限の１２月１日までに特設コーナーを中央館の２階に設置するものでございます。できるだけ土曜日、日曜日や祝日もあわせて開設したいということで考えております。

それから表の右側、中央館３階となっておりますが、これは南館３階相談コーナーでございます。１２月２日以降、来年の３月３１日まで子ども・子育て支援課内に直接相談コーナーを設置いたしまして、保護者の方のご相談に個別相談に乗っていきたいと考えております。また休日開庁日、基本第４日曜日ですが、それにもあわせ行っていきたいと考えております。

以上が区民への周知でございます。

続いて、３６ページをお開きいただきたいと思います。件名、所管部課名につきましては記載のとおりでございます。

専修学校の設置申請が新たに出てきまして、申請に基づいて認可をいたしましたので、その報告をするものでございます。

学校の種別でございますが、学校教育法第１２４条に基づく専修学校でございます。名称につきましては東京未来大学福祉保育専門学校。所在地が足立区綾瀬２の３０の６でございます。設置者は学校法人三幸学園でございます。認可年月日でございますが、平成２６年１０月１日でございます。

あと、課程・学科でございますが、まず本科が昼間部でございます。これが保育科と介護福祉科、二つの学科になります。定員が合わせまして３５名、２学年ということで、全体的には７０名、本科という形になります。それから通信課程が１年６カ月、社会福祉士の一般養成通信課程と精神保健福祉士の一般養成通信課程ということで、定員が合わせまして２４０名ということになっております。来月１１月１日に学生の募集を始め来年の４月の開校を目指しております。

私からは以上でございます。

○委員長　次に、⑤について。

荻原子ども・子育て支援課長、お願いいたします。

○庶務係長　荻原課長ですが、ただいま議会に出席しておりまして不在です。申しわけございませんが、鳥山課長がかわりに説明を行いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長　子ども家庭課長。

○子ども家庭課長　３７ページをごらんいただきたいと思います。件名、所管部課名につきましては記載のとおりでございます。

今回、新制度が来年度始まるということでありまして、それに合わすという形と運営の見直しを行いました。

まず、１点目が、足立区保育所入所実施要綱の別表実施基準指数表、備考欄を改正をいたします。産休と育休中は、産休前の実績を含めて指数を決定するという内容を加えました。これは運用上の見直しでございます。産休に入る前の３カ月間、実際の勤務実績をもとに判定することによりまして、より実態に近い勤務状況を判定することができるということで見直しを行うものでございます。

次に、足立区保育所入所実施要綱の別表の調整指数表の改正でございます。

１つ目が、指数番号の２、「申込時」を「申込締切日時点」に改正をいたします。これは運用上の見直しでございまして、申込時期は問い合わせ等が多くございまして、この締め切りをはっきりさせるという意味で申込期間、締切日といたしたものでございます。

イが指数番号の３の見直しで、生計中心者が失業した場合というのを加えたものでございます。これにつきましては、生計中心者が失業した場合、なるべく早く再就職をする必要があるということ

で見直しを行うものでございます。

ウが指数番号１６で、認証保育所、家庭福祉員、小規模保育室など有償で２カ月以上前から預託している場合というのが現行でございましたが、認証保育所や家庭福祉員、小規模保育室などが新制度に入ってくるということもございますので、この辺を新制度に合わせて見直しをしたものでございます。認証保育所など家庭福祉員、小規模保育室は除くという規定を加えております。

エが指数番号１８でございますが、青井おひさま保育園・コンピプラザ東和三丁目保育園そして家庭的保育、それから小規模保育室の在籍児で、年齢上限による卒園におきまして、４月から新たに利用を希望する場合を新たに加えることといたしました。これについては、ゼロから２歳までの施設のお子さんが、３歳になると新たにまた保育園を探さなければいけないというようなことになってございます。その関係で指数を、そういったお子さんについては指数を上乗せするというものでございます。新制度で既に連携保育所というふうになった場合は、優先的にそちらに移行しますので、そのお子さんについてはこの対象から外すという内容になってございます。

指数番号の２０でございますが、「就労実績が１カ月に満たないなどの場合」を「給与月額を勤務実績で割った時給が東京都の最低賃金を下回る場合」に改正を行います。内容については、月額の給料に比較いたしまして勤務日数が過大であるなどの場合、実態と離れることもあるというところで、より公正な判断を行うためにこの改正を行うものでございます。

３９ページに改正前と改正後の指数の別表を添付させていただきました。

私からは以上でございます。

○委員長　次に、⑥について、寺島青少年課長お願いいたします。

青少年課長。

○青少年課長　お手元資料４０ページをごらんください。件名、担当課名につきましては記載のとおりでございます。

このたび、チリ共和国のサンペドロ・デ・アタカマ市長より、将来あるチリの若者に日本の先進的な文化や先進的な分野を直に触れさせたいという思いがありまして、日本へ高校生を派遣したいという申し出がございましたので、受け入れることとなり報告するものでございます。

経緯ですが、ギャラクシティではリニューアルオープンに当たりまして、東京大学天文センターの協力を得て、チリ国アタカマ市の星空映像をライブ中継するようにしております。また、一昨年アタカマ市長が来日された際には、足立区長と懇談したという経緯もございまして、今回、足立区へ高校生派遣を受け入れることとなったものでございます。

青少年課といたしましては、ギャラクシティが今回のきっかけとなったということもあり、区内の高校生また大学生の国際交流体験の場づくりにもつながることから受け入れプログラムを実施するものでございます。

日程につきましては平成２６年１１月１２日から１１月２９日の３週間弱でございます。派遣される高校生は女子学生が２名でございます。

プログラムの概要でございますが、チリ大使館、外務省、足立区等への訪問・見学、あわせてギャラクシティや都内高校、大学等の見学などの交流を考えてございます。

宿泊につきましては、区内に宿泊する際におきましては、足立区少年団体連合協議会の協力を得まして、ホームステイをするというような予定となってございます。

また、その他といたしまして、高校生の受け入れにあわせまして、ギャクラシティでも関連イベ

ントを実施する予定でございますので、ホームページ上でＰＲをしてまいります。

今後の方針ですが、関係機関いろいろございますので、アタカマ市初め関係機関と連絡をとりながら準備を進めてまいりたいというふうに考えおります。

私からは以上でございます。

○委員長　次に、⑦について、松野地域文化課長お願いいたします。

地域文化課長。

○地域文化課長　資料４１ページをお開きくださいませ。件名と所管部課名につきまして記載のとおりでございます。

例年、ご報告をさせていただいております生涯学習関連施設の指定管理者の業務評価でございますが、１番、２番は例年のことでございますので省略させていただきます。今回は評価の見直しをしておりまして、その点について若干説明をさせていただきたいと存じます。

これまで評価してきました事項につきまして、基本的な施設の運営管理を行っていた部分ですが、これを９０％に圧縮しまして、残りの１０％につきましてチャレンジポイントという仕組みを取り入れまして先進的な取り組みや、ほかで行っていない意欲的なものについて点数を加算する制度を取り入れてございます。

また、利用者の声を重視した配点割合の変更ということで、より利用者の方の声を反映させたいことから、全体の配点割合の中を利用者の声にかかわるものを５％から２０％に拡大をいたしました。これにつきましては、具体的な評価につきましては今回、別冊子をつけさせていただいております。タイトルが後ろについているかと思いますが、平成２６年度足立区生涯学習関連施設指定管理者業務評価資料ということでおつけしているものでございます。

あわせて４２ページもお開きいただきたいのですが、評価結果といたしましては、昨年度の評価結果に比べて平均点が８７．７点で、評価をＢというふうに一見落ちているように見られますが、先ほどのチャレンジポイントを導入するために基本の部分を９割程度に圧縮したということによる結果でございますので、実際の運営状況が悪くなったというよりは、基本条件はこれまでと同じで、チャレンジに取り組んだというような結果でございますので、その辺をお含みいただいてごらんいただきたいと思います。

冊子の２枚おめくりいただきまして、横版になっているところに各施設の評価の点数とＡ、Ｂの結果が出てございますので、こちらをごらんいただきたいと思います。全体としては適正である、あるいはすぐれているということで、ＡとＢの評価になっております。

シアター１０１０につきましては、Ｓ評価ということで、これは最高ランクの結果になっております。それ以降のページにつきましては、各施設の評価の詳細でございます。お目通しいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　ただいま各関係所管から報告がありました。これらの点につきまして各委員からご意見がありましたらご発言をお願いいたします。

桑原委員。

○桑原委員　資料の１５ページになりますが、チリ・アタカマ市からの高校生の受け入れなのですが、逆に足立区から中学生がアタカマに行くという予定はあるのですか。

○委員長　青少年課長。

○青少年課長　今回初めての取り組みということもございますので、今後、高校生、アタカマからの高校生の受け入れを評価するとともに、今後足立区からもアタカマに派遣するかどうかについては検討していきたいと考えております。

○委員長　小川委員。

○小川清美委員　専修学校別認可は、東京都なのですか。

○委員長　子ども家庭課長。

○子ども家庭課長　認可権限者は、東京都の私学審議会に諮問をいたしまして、その答申を受けて区が認可をするという流れになっております。

○小川清美委員　専修学校は区なのですか。ここでノーと言えるのですか。

○委員長　子ども家庭部長。

○子ども家庭部長　基本的には答申に基づきますので、答申が可であればそこを覆すという点ではなかなか難しいというところでございます。ただ答申がかなり厳しい内容ですと区の判断で、ここの事例とは別に覆すことは可能と考えております。

○小川清美委員　答申が厳しいかどうかというのはわかるのですか。

○委員長　子ども家庭課長。

○子ども家庭課長　今回、東京都の私学審からいただいておりまして、その中で注意事項といいますか、私学審からの要望事項というのがありまして、きちんと法人に示して改善するいう流れにはなっております。

○小川清美委員　改善事項はたくさんあるのではないですか。

○子ども家庭課長　改善事項は４項目です。例えば校舎自体が住宅地の中にあるということで、登下校や休み時間に近所に迷惑をかけないように生徒指導を十分行いなさいなどの４項目です。細かく審議会から出ております。

○小川清美委員　私がここの教育委員の一人としてそれを認めたと様々なところから反響がありそうなので少し質問しますが、東京都の答申で、区がそれで認可を出すわけで、それがきちんとやられているかどうかのチェックは区ができるのですか。

○委員長　子ども家庭課長。

○子ども家庭課長　これにつきましては東京都もかかわっていることなので、一緒に入っていく形になっております。現在、答申する際も東京都の指導・助言を受けながら行ってまいりました。

○小川清美委員　あと、随分以前から保育士資格は東京都３年というのが当たり前になっていたのですが、今回２年で認可が出ています。それがなぜかは聞いたことがないです。東京都に聞いたほうがいいのでしょうか。

　保育士養成はいろんな学校が３年間になったのです。最近は少し緩んで東京都の許可が出るようになったのですか。

○委員長　子ども家庭課長。

○子ども家庭課長　申しわけございません。今回の申請が２年ということでお認めいただいております。これから審査書類等を上げる際に東京都ともそういった指摘はございませんでした。

○委員長　よろしいですか。

　報告事項を終了いたします。

　それでは、以上をもちまして、本年第１０回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後４時５分閉会

差替版

平成２６年第１０回
足立区教育委員会定例会

日　時　　平成２６年１０月１４日　火曜日　午後３時００分開議
会　場　　足立区教育委員会室

１　議事日程

			頁
日程第１	第６５号議案	足立区立学校設置条例の一部を改正する条例の進達について	１
日程第２	第６６号議案	足立区子ども・子育て支援法施行細則	３
日程第３	第６７号議案	足立区における保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	６
日程第４	第６８号議案	足立区社会教育委員会議規則の一部を改正する規則	１２
日程第５	第６９号議案	足立区立興本保育園の指定管理者指定の進達について	１５
日程第６	第７０号議案	足立区立竹の塚北保育園の指定管理者指定の進達について	１８
日程第７	第７１号議案	足立区地域学習センターの指定管理者の指定の進達について	２１
日程第８	第７２号議案	足立区立図書館の指定管理者の指定の進達について	２３
日程第９	第７３号議案	足立区文化財保護審議会への諮問事項について	２９
日程第１０	受理番号１	平成２８年度から使用する中学校教科書の採択にあたり、日本の真実の歴史と文化及び家族の大切さを理解し、適切な愛国心、道徳心を養いうる教科書の採択を求める陳情	３１
日程第１１		教育長報告	

２　報告事項

① 亀田小学校の増築について　《稲本 学校施設課長》…32

② 学校事故報告について（平成２６年９月分）　《浮津 教育指導室長》…34

③ 【追加】子ども・子育て支援新制度に関する区民への周知について
《鳥山 子ども家庭課長》…別紙

④ 専修学校の設置認可について　《鳥山 子ども家庭課長》…36

⑤ 足立区保育所入所実施要綱別表の一部改正について
《荻原 子ども・子育て支援課長》…37

⑥ チリ共和国サンペドロ・デ・アタカマ市からの高校生受け入れについて
《寺島 青少年課長》…40

裏面へ続く

⑦　足立区生涯学習関連施設指定管理者業務評価結果（評価対象：平成２５年度）について　《松野 地域文化課長》…41

３　その他報告資料

① 足立区育英資金の緊急募集の応募結果及び予約募集（通常募集）実施について [学務課]…43
② 私立高等学校等入学資金融資あっせんの実施について [学務課]…44
③ 第６回「おいしい給食メニューコンクール」の応募状況について [学務課]…45
④ 平成 27 年度　用務業務新規委託校について [教職員課]…46
⑤ 後期の土曜授業実施に伴う週休日の振替等について [教職員課]…47
⑥ 東京都認証保育所の新規開設について [子ども・子育て支援課]…49
⑦ 【追加】東武鉄道高架下における認可保育所運営事業者の変更について [子ども・子育て支援課]…別紙
⑧ 行事実施結果・行事実施予定 [青少年課]…50
⑨ 児童虐待防止推進月間の事業実施について [こども支援担当課]…52
⑩ 行事実施結果・実施予定 [生涯学習振興公社]…53

第６５号議案

足立区立学校設置条例の一部を改正する条例の進達について

上記の議案を提出する。

平成２６年１０月１４日

提出者　足立区教育委員会教育長　　青木　光夫

足立区立学校設置条例の一部を改正する条例

足立区立学校設置条例（昭和３９年足立区条例第９号）の一部を次のように改正する。

別表の１小学校の部同足立小学校の項中「足立一丁目１３番１０号」を「足立三丁目１１番５号」に改める。

付　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（提案理由）

区立小学校を新校舎に移転する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第　６　５　号　議　案　説　明　資　料

平成２６年１０月１４日

<table>
<tr><td>件　　　名</td><td>足立区立学校設置条例の一部を改正する条例</td></tr>
<tr><td>所管部課名</td><td>学校教育部　学校施設課</td></tr>
<tr><td>内　　　容</td><td>１　改正理由
　区立小学校の改築に伴い新校舎に移転するため。

２　改正内容
　足立小学校
　「足立一丁目１３番１０号」を「足立三丁目１１番５号」に改める。

※新旧対照表
<table><tr><th>現行</th><th>改正案</th></tr><tr><td>別表（第２条関係）

１　小学校
名称　　位置
同　足立小学校　同　足立一丁目１３番１０号</td><td>別表（第２条関係）

１　小学校
名称　　位置
同　足立小学校　同　足立三丁目１１番５号</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>今後の方針</td><td>施行年月日　　平成２７年４月１日</td></tr>
</table>

第６６号議案

足立区子ども・子育て支援法施行細則

上記の議案を提出する。

平成２６年１０月１４日

提出者　　足立区教育委員会教育長　　青　木　光　夫

足立区子ども・子育て支援法施行細則

足立区子ども・子育て支援法施行細則を次のように定める。

（趣旨）

第１条　この規則は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号。以下「内閣府令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（就労時間の下限）

第２条　内閣府令第１条第１号の規定により足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める時間は、４８時間とする。

（保育必要量の認定）

第３条　法第２０条第３項に規定する保育必要量は、保護者が該当する別表事由及び内閣府令条項の欄に定める事項に応じ、それぞれ保育必要量の欄に定める時間に認定する。ただし、保育標準時間に該当する保護者が保育短時間を希望する場合は、この限りでない。

２　父母で保育必要量が異なる場合は、保育短時間に認定する。

（支給認定の有効期間）

第４条　内閣府令第８条第４号ロの規定により教育委員会が定める期間は、９０日とする。

２　内閣府令第８条第６号及び第１２号の規定により教育委員会が定める期間は、内閣府令第１条第９号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して教育委員会が適当と認める期間とする。

３　内閣府令第８条第７号及び第１３号の規定により教育委員会が定める期間は、内閣府令第１条第１０号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して教育委員会が適当と認める期間とする。

（様式）

第５条　法及び内閣府令における書類の様式は、別に定める。

付　則

この規則は、法の施行の日から施行する。

別表（第３条関係）

事由	内閣府令条項	保育必要量
就労（就労時間が月１２０時間以上）	第１条第１号	保育標準時間
就労（就労時間が月１２０時間未満）	第１条第１号	保育短時間
妊娠・出産	第１条第２号	保育標準時間
保護者の疾病・障がい	第１条第３号	保育標準時間
同居親族の介護・看護	第１条第４号	保育標準時間
災害復旧	第１条第５号	保育標準時間
求職活動	第１条第６号	保育短時間
就学・職業訓練	第１条第７号	保育標準時間
虐待又は配偶者からの暴力のおそれ	第１条第８号	保育標準時間
育児休業	第１条第９号	保育短時間
教育委員会特例	第１条第１０号	保育標準時間

（提案理由）

子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行規則の施行に伴い、規定を制定する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第　６　６　号　議　案　説　明　資　料

平成２６年１０月１４日

件　　　　名	足立区子ども・子育て支援法施行細則
所管部課名	子ども家庭部子ども・子育て支援課
内　　　　容	1　制定の理由 子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行規則（以下「内閣府令」という。）の施行に伴い、規定を制定する必要があるため 2　主な内容 （1）　就労時間の下限を４８時間とする。 （2）　保育の必要量の認定を下表のとおりとする。 （下表参照） （3）　支給認定の有効期間について規定する。 ①　求職活動による認定期間は９０日とする。 ②　育児休業による認定期間は、内閣府令第１条第９号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して教育委員会が適当と認める期間とする。 ③　教育委員会が認める事由による認定期間は、内閣府令第１条第１０号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して教育委員会が適当と認める期間とする。 3　施行年月日 子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。
今後の方針	施行年月日　　子ども・子育て支援法の施行の日（平成２７年４月１日予定）

（2）の表：

事由	内閣府令条項	保育必要量
就労(就労時間が月１２０時間以上)	第１条第１号	保育標準時間
就労(就労時間が月１２０時間未満)	第１条第１号	保育短時間
妊娠・出産	第１条第２号	保育標準時間
保護者の疾病・障がい	第１条第３号	保育標準時間
同居親族の介護・看護	第１条第４号	保育標準時間
災害復旧	第１条第５号	保育標準時間
求職活動	第１条第６号	保育短時間
就学・職業訓練	第１条第７号	保育標準時間
虐待又はＤＶのおそれ	第１条第８号	保育標準時間
育児休業	第１条第９号	保育短時間
教育委員会特例	第１条第１０号	保育標準時間

第６７号議案

足立区における保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成２６年１０月１４日

提出者　　足立区教育委員会教育長　　青　木　光　夫

足立区における保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

足立区における保育の実施等に関する条例施行規則（平成２３年足立区教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

第３条各号列記以外の部分中「条例第５条第７号に規定する教育委員会が認める前各号に類する状態にあること」を「子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号。以下「内閣府令」という。）第１条第１０号に規定する市町村が認める事由」に、「に該当する場合」を「の事由」に改め、同条第１号及び第２号を削り、同条第３号を同条第１号とし、同条第４号中「前３号」を「前号」に、「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改め、同号を同条第２号とする。

第４条中「条例第５条に規定する」を削る。

第６条第１号を削り、同条第２号中「実施基準に該当するが、」を削り、同号を同条第１号とし、同条第３号中「前２号」を「前号」に改め、同号を同条第２号とする。

第１４条中「第５条」を「第４条」に改める。

第１６条中「条例第５条」を「条例第４条」に改める。

付　則

（施行期日）

１　この規則は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）

の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　施行日以後の入所に係る申込み及びこれに対する承認その他の入所手続については、施行日前においても、この規則による改正後の足立区における保育の実施等に関する条例施行規則の規定の例により行うことができる。

（提案理由）

足立区における保育の実施等に関する条例の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 ６ ７ 号 議 案 説 明 資 料

平成２６年１０月１４日

件名	足立区における保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
所管部課名	子ども家庭部子ども・子育て支援課
内容	（下記のとおり）

内容

１　改正の理由

足立区における保育の実施等に関する条例の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため

２　主な改正内容（詳細は、別紙新旧対照表のとおり）

改正前	改正後
第３条　条例第５条第７号に規定する教育委員会が認める前各号に類する状態にあることとは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。	第３条　子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号。以下「内閣府令」という。）第１条第１０号に規定する市町村が認める事由とは、次の各号のいずれかの事由をいう。
（１）　求職のため、昼間に外出することを常態としていること。	削除
（２）　不就労であるが、就学、技能習得等のため、保育にあたることができないこと。	削除
（３）　死亡、離別、行方不明又は拘禁の状態にあること。	（１）　死亡、離別、行方不明又は拘禁の状態にあること。
（４）　前３号に掲げるもののほか、明らかに保育に欠けると認められること。	（２）　前号に掲げるもののほか、明らかに保育を必要とすると認められること。
第４条　条例第５条に規定する保育の実施を希望する保護者は、保育所入所申込書を教育委員会に提出しなければならない。	第４条　保育の実施を希望する保護者は、保育所入所申込書を教育委員会に提出しなければならない。
第６条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当することにより保育所における保育の実施を承諾しないことを決定したときは、保護者に対し、保育所（入所・転園）申込不承諾通知書により通知する。	第６条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当することにより保育所における保育の実施を承諾しないことを決定したときは、保護者に対し、保育所（入所・転園）申込不承諾通知書により通知する。
（１）　条例第５条に規定する保育の実施基準（以下「実施基準」という。）に該当しない場合	削除
（２）　実施基準に該当するが、希望者が入所予定数を超えるため希望する保育所に入所できない場合	（１）　希望者が入所予定数を超えるため希望する保育所に入所できない場合
（３）　前２号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める場合	（２）　前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める場合
第14条　認可外保育施設における利	第14条　認可外保育施設における利

用の決定及び停止並びに利用承諾の取消し等については、第5条から第11条までの規定を準用する。この場合にあっては、「保育所」とあるのは「認可外保育施設」と、「保育の実施」とあるのは「利用」と読み替えるものとする。	用の決定及び停止並びに利用承諾の取消し等については、第4条から第11条までの規定を準用する。この場合にあっては、「保育所」とあるのは「認可外保育施設」と、「保育の実施」とあるのは「利用」と読み替えるものとする。
第16条　条例第11条第１項第１号に規定する延長保育の実施は、児童が前条に規定する区立保育所等において条例第５条の規定による保育又は条例第８条の規定による認可外保育施設における保育（以下これらを「通常の保育」という。）の実施を受けている満１歳（足立区立青井保育園及び足立区立東保木間保育園においては、零歳）以上のものであって、かつ、当該児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。	第16条　条例第11条第１項第１号に規定する延長保育の実施は、児童が前条に規定する区立保育所等において条例第４条の規定による保育又は条例第８条の規定による認可外保育施設における保育（以下これらを「通常の保育」という。）の実施を受けている満１歳（足立区立青井保育園及び足立区立東保木間保育園においては、零歳）以上のものであって、かつ、当該児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

３　施行年月日

子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

今後の方針	施行年月日　　子ども・子育て支援法の施行の日（平成２７年４月１日予定）

足立区における保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後
○足立区における保育の実施等に関する条例施行規則	○足立区における保育の実施等に関する条例施行規則
第１条　～　第２条　　略	第１条　～　第２条　　略
（保育の実施基準） 第３条　条例第５条第７号に規定する教育委員会が認める前各号に類する状態にあることとは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。	（保育の実施基準） 第３条　子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号。以下「内閣府令」という。）第１条第１０号に規定する市町村が認める事由とは、次の各号のいずれかの事由をいう。
（１）　求職のため、昼間に外出することを常態としていること。	削除
（２）　不就労であるが、就学、技能習得等のため、保育にあたることができないこと。	削除
（３）　死亡、離別、行方不明又は拘禁の状態にあること。	（１）　死亡、離別、行方不明又は拘禁の状態にあること。
（４）　前３号に掲げるもののほか、明らかに保育に欠けると認められること。	（２）　前号に掲げるもののほか、明らかに保育を必要とすると認められること。
（保育の申込み） 第４条　条例第５条に規定する保育の実施を希望する保護者は、保育所入所申込書を教育委員会に提出しなければならない。	（保育の申込み） 第４条　保育の実施を希望する保護者は、保育所入所申込書を教育委員会に提出しなければならない。
第５条　　略	第５条　　略
（保育の実施の不承諾） 第６条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当することにより保育所における保育の実施を承諾しないことを決定したときは、保護者に対し、保育所（入所・転園）申込不承諾通知書により通知する。	（保育の実施の不承諾） 第６条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当することにより保育所における保育の実施を承諾しないことを決定したときは、保護者に対し、保育所（入所・転園）申込不承諾通知書により通知する。
（１）　条例第５条に規定する保育の実施基準（以下「実施基準」という。）に該当しない場合	削除
（２）　実施基準に該当するが、希望者が入所予定数を超えるため希望する保育所に入所できない場合	（１）　希望者が入所予定数を超えるため希望する保育所に入所できない場合
（３）　前２号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める場合	（２）　前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める場合

改正前	改正後
第７条　～　第１３条　　略 （認可外保育施設の利用決定等） 第14条　認可外保育施設における利用の決定及び停止並びに利用承諾の取消し等については、第５条から第11条までの規定を準用する。この場合にあっては、「保育所」とあるのは「認可外保育施設」と、「保育の実施」とあるのは「利用」と読み替えるものとする。 第15条　　略 （特別保育の利用の条件） 第16条　条例第11条第１項第１号に規定する延長保育の実施は、児童が前条に規定する区立保育所等において条例第５条の規定による保育又は条例第８条の規定による認可外保育施設における保育（以下これらを「通常の保育」という。）の実施を受けている満１歳（足立区立青井保育園及び足立区立東保木間保育園においては、零歳）以上のものであって、かつ、当該児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。 以下　略	第７条　～　第１３条　　略 （認可外保育施設の利用決定等） 第14条　認可外保育施設における利用の決定及び停止並びに利用承諾の取消し等については、第４条から第11条までの規定を準用する。この場合にあっては、「保育所」とあるのは「認可外保育施設」と、「保育の実施」とあるのは「利用」と読み替えるものとする。 第15条　　略 （特別保育の利用の条件） 第16条　条例第11条第１項第１号に規定する延長保育の実施は、児童が前条に規定する区立保育所等において条例第４条の規定による保育又は条例第８条の規定による認可外保育施設における保育（以下これらを「通常の保育」という。）の実施を受けている満１歳（足立区立青井保育園及び足立区立東保木間保育園においては、零歳）以上のものであって、かつ、当該児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。 以下　略 付　則 （施行期日） １　この規則は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。 （経過措置） ２　施行日以後の入所に係る申込み及びこれに対する承認その他の入所手続については、施行日前においても、この規則による改正後の足立区における保育の実施等に関する条例施行規則の規定の例により行うことができる。

第６８号議案

足立区社会教育委員会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成２６年１０月１４日

提出者　足立区教育委員会教育長　青　木　光　夫

足立区社会教育委員会議規則の一部を改正する規則

足立区社会教育委員会議規則（昭和５４年足立区教育委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

第６条を第８条とする。

第５条中「地域のちから推進部地域文化課」を「足立区教育委員会事務局子ども家庭部青少年課」に改め、同条を第７条とし、同条の前に次の２条を加える。

（会議録の作成）

第５条　議長は、会議終了後速やかに会議録を作成し、これを保管しなければならない。

（会議録の記載事項）

第６条　会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（１）　議題

（２）　議事の概要

（３）　出席した委員の氏名

（４）　その他議長が必要と認めた事項

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

（提出理由）

会議の庶務を変更する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第　６　８　号　議　案　説　明　資　料

平成２６年１０月１４日

件　　　名	足立区社会教育委員会議規則の一部を改正する規則
所管部課名	子ども家庭部　青少年課
内　　　容	１　改正理由 　会議の庶務を変更する必要があるため、足立区社会教育委員会議規則の一部を改正する。 ２　改正内容 別紙新旧対照表 ３　施行日 公布の日から施行する。
今後の方針	すみやかに社会教育委員を委嘱し、平成２６年１２月までに第一回社会教育委員会議を開催する。

足立区社会教育委員会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後
足立区社会教育委員会議規則	足立区社会教育委員会議規則
第１条から第４条　省略	第１条から第４条　省略
	（会議録の作成）
	第５条　議長は、会議終了後速やかに会議録を作成し、これを保管しなければならない。
	（会議録の記載事項）
	第６条　会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 （１）　議題 （２）　議事の概要 （３）　出席した委員の氏名 （４）　その他議長が必要と認めた事項
（庶務）	（庶務）
第５条　会議の庶務は、地域のちから推進部地域文化課において処理する。	第７条　会議の庶務は、足立区教育委員会事務局子ども家庭部青少年課において処理する。
（委任）	（委任）
第６条　この規則の施行について必要な事項は、足立区教育委員会教育長に委任する。	第８条　この規則の施行について必要な事項は、足立区教育委員会教育長に委任する。
付　則	付　則
（施行期日）	（施行期日）
この規則は、平成23年４月１日から施行する。	この規則は、平成23年４月１日から施行する。
	付　則（平成26年　月　日教委規則第　号抄）
	（施行期日）
	この規則は、公布の日から施行する。

第６９号議案

足立区立興本保育園の指定管理者指定の進達について

上記の議案を提出する。

平成２６年１０月１４日

提出者　　足立区教育委員会教育長　　青　木　光　夫

足立区立興本保育園の指定管理者指定について

足立区立興本保育園の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

１　施設の名称　　足立区立興本保育園

２　指定管理者　　東京都足立区鹿浜五丁目２５番１７号

社会福祉法人　　太陽会

理　事　長　　藤木　二幸

３　指定の期間　　平成２８年４月１日から平成３８年３月３１日まで

（提案理由）

保育所の指定管理者を指定する必要があるので、足立区における保育の実施等に関する条例第２６条の規定に基づき、この案を提出いたします。

第　７　０　号　議　案　説　明　資　料

平成２６年１０月１４日

件　　　名	足立区立興本保育園の指定管理者指定の進達について
所 管 部 課 名	子ども家庭部　子ども・子育て施設課
内　　　容	平成２８年４月に民営化する区立興本保育園の指定管理者候補者について、平成２６年９月５日開催の「足立区子ども施設指定管理者等選定審査会」の答申を受け、以下のとおり選定した。ついては、候補者を指定管理者として指定するため、区議会へ提出する。 記 １　区立興本保育園の指定管理者候補者決定について （１）提案書の提出事業者　　　４事業者 （２）第一次審査対象事業者　　４事業者 ＊上位３事業者を第二次審査の対象とする。 （３）第二次審査対象事業者　　３事業者 （４）第二次審査プレゼンテーション参加　　３事業者 （５）指定管理者候補者決定は以下の事業者とする。 【決定事業者】 名　　　称: 社会福祉法人　太陽会 所　在　地: 足立区鹿浜五丁目２５番１７号 理　事　長: 藤木　二幸 現在運営施設: 太陽保育園（足立区） 新田おひさま保育園（足立区・指定管理者） 千住保育園（足立区・指定管理者） 審 査 結 果: 別紙審査結果表のとおり ２　今後のスケジュール予定 平成２６年１０月　教育委員会報告 平成２６年１２月　議会審議 平成２７年　４月　引継ぎ保育開始 平成２８年　４月　指定管理者園として開園
今 後 の 方 針	指定管理者候補者として選定した法人を指定管理者として指定するため、本案を第４回足立区議会定例会に提出する。

興本保育園運営事業者申請団体審査結果票

平成26年9月5日　興本保育園運営事業者選定審査会

	審　査　（書類審査及びプレゼンテーション）																
	評価項目	提案内容の評価			法人の安定性			保育理念と熱意				引継ぎ保育の確実性			就学前保育・教育に対する考え		審査合計	得点率
		保育サービスの内容	提案内容の具体性	地域支援	経営の安定性	企業の収益性	企業の経営効率	保育方針の明確性	保育環境整備への取組	区保育施策との整合性	園長予定者の意欲、熱意	サービスの維持	採用計画	職員配置	就学前保育、教育の考えが明確	具体的な提案がなされている		
		満点320	320	160	160	160	160	240	240	160	160	240	240	160	240	240	3,200	
1	社会福祉法人太陽会	260	264	136	116	104	86	195	174	122	126	183	192	114	189	192	2,453	77%
2	社会福祉法人A	240	208	100	132	102	114	180	165	88	108	156	147	96	171	162	2,169	68%
3	社会福祉法人B	212	204	90	138	122	116	168	153	96	106	165	168	112	159	144	2,153	67%

3，200点満点

第７０号議案

足立区立竹の塚北保育園の指定管理者指定の進達について

上記の議案を提出する。

平成２６年１０月１４日

提出者　　足立区教育委員会教育長　　青　木　光　夫

足立区立竹の塚北保育園の指定管理者指定について

足立区立竹の塚北保育園の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

１　施設の名称　　足立区立竹の塚北保育園

２　指定管理者　　埼玉県さいたま市南区鹿手袋４－１７－２２

社会福祉法人　　三樹会

代　　　表　　細野　智樹

３　指定の期間　　平成２８年４月１日から平成３８年３月３１日

（提案理由）

保育所の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、この案を提出いたします。

第７０号議案説明資料

平成２６年１０月１４日

件名	足立区立竹の塚北保育園の指定管理者指定の進達について
所管部課名	子ども家庭部　子ども・子育て施設課
内容	平成２８年４月に民営化する区立竹の塚北保育園の指定管理者候補者について、平成２６年９月５日開催の「足立区子ども施設指定管理者等選定審査会」の答申を受け、以下のとおり選定した。ついては、候補者を指定管理者として指定するため、区議会へ提出する。 記 １　区立竹の塚北保育園の指定管理者候補者決定について （１）提案書の提出事業者　　８事業者 （２）第一次審査対象事業者　　８事業者 ＊上位３事業者を第二次審査の対象とする。 （３）第二次審査対象事業者　　３事業者 （４）第二次審査プレゼンテーション参加　　３事業者 （５）指定管理者候補者決定は以下の事業者とする。 【決定事業者】 名称：社会福祉法人　三樹会 所在地：埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目１７番２２号 理事長：細野　智樹 現在運営施設：亀戸第四保育園（江東区・指定管理者） にじいろ保育園（埼玉県） ゆめいろ保育園（埼玉県） ミルキーウェイ竹の塚（足立区・認証Ａ）　　他 審査結果：別紙審査結果表のとおり ２　今後のスケジュール予定 平成２６年１０月　教育委員会報告 平成２６年１２月　議会審議 平成２７年　４月　引継ぎ保育開始 平成２８年　４月　指定管理者園として開園
今後の方針	指定管理者候補者として選定した法人を指定管理者として指定するため、本案を第４回足立区議会定例会に提出する。

竹の塚北保育園運営事業者申請団体審査結果票

平成26年9月5日　竹の塚北保育園運営事業者選定審査会

	審　査　（書類審査及びプレゼンテーション）																	
	評価項目	提案内容の評価			法人の安定性			保育理念と熱意				引継ぎ保育の確実性			就学前保育・教育に対する考え		審査合計	得点率
		保育サービスの内容	提案内容の具体性	地域支援	経営の安定性	企業の収益性	企業の経営効率	保育方針の明確性	保育環境整備への取組	区保育施策との整合性	園長予定者の意欲、熱意	サービスの維持	採用計画	職員配置	就学保育、教育の考えが明確	具体的な提案がなされている		
		満点320	320	160	160	160	160	240	240	160	160	240	240	160	240	240	3,200	
1	社会福祉法人 三樹会	224	228	118	104	84	88	177	183	112	124	183	183	112	174	168	2,262	71%
2	社会福祉法人 A	224	208	110	134	116	120	177	162	114	82	174	165	108	168	162	2,224	70%
3	社会福祉法人 B	212	204	102	130	116	94	168	183	106	120	165	159	98	159	135	2,151	67%

３，２００点満点

第７１号議案

足立区地域学習センターの指定管理者の指定の進達について

上記の議案を提出する。

平成２６年１０月１４日

提出者　　足立区教育委員会教育長　青　木　光　夫

足立区地域学習センターの指定管理者の指定について

足立区地域学習センターの指定管理者を下記のとおり指定する。

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
足立区伊興地域学習センター	所在地　東京都足立区千住河原町9番7号 名　称　株式会社グランディオサービス 代表取締役　林　秀樹	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで
足立区興本地域学習センター	所在地　東京都足立区江北一丁目33番22号 名　称　株式会社ティー・エム・エンタープライズ 代表取締役　川名　康仁	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで
足立区江北地域学習センター	所在地　東京都足立区江北一丁目33番22号 名　称　株式会社ティー・エム・エンタープライズ 代表取締役　川名　康仁	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで
足立区佐野地域学習センター	所在地　東京都足立区千住河原町9番7号 名　称　株式会社グランディオサービス 代表取締役　林　秀樹	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで
足立区鹿浜地域学習センター	所在地　東京都足立区足立四丁目28番10号 名　称　ヤオキン商事株式会社 代表取締役　伊藤　治光	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

足立区新田地域学習センター	所在地　東京都足立区千住河原町9番7号 名　称　株式会社グランディオサービス 代表取締役　林　秀樹	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで
足立区竹の塚地域学習センター	所在地　東京都足立区足立四丁目28番10号 名　称　ヤオキン商事株式会社 代表取締役　伊藤　治光	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで
足立区中央本町地域学習センター	所在地　東京都足立区足立四丁目28番10号 名　称　ヤオキン商事株式会社 代表取締役　伊藤　治光	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

（提案理由）

足立区地域学習センターの指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、この案を提出いたします。

第７２号議案

足立区立図書館の指定管理者の指定の進達について

上記の議案を提出する。

平成２６年１０月１４日

提出者　　足立区教育委員会教育長　青　木　光　夫

足立区立図書館の指定管理者の指定について

足立区立図書館の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
足立区立伊興図書館	所在地　東京都足立区千住河原町9番7号 名　称　株式会社グランディオサービス 代表取締役　林　秀樹	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで
足立区立興本図書館	所在地　東京都足立区江北一丁目33番22号 名　称　株式会社ティー・エム・エンタープライズ 代表取締役　川名　康仁	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで
足立区立江北図書館	所在地　東京都足立区江北一丁目33番22号 名　称　株式会社ティー・エム・エンタープライズ 代表取締役　川名　康仁	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで
足立区立宮城コミュニティ図書館	所在地　東京都足立区江北一丁目33番22号 名　称　株式会社ティー・エム・エンタープライズ 代表取締役　川名　康仁	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで
足立区立佐野図書館	所在地　東京都足立区千住河原町9番7号 名　称　株式会社グランディオサービス 代表取締役　林　秀樹	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

足立区立鹿浜図書館	所在地　東京都足立区足立四丁目28番10号 名　称　ヤオキン商事株式会社 　　　　代表取締役　伊藤　治光	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで
足立区立新田コミュニティ図書館	所在地　東京都足立区千住河原町9番7号 名　称　株式会社グランディオサービス 　　　　代表取締役　林　　秀樹	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで
足立区立竹の塚図書館	所在地　東京都足立区足立四丁目28番10号 名　称　ヤオキン商事株式会社 　　　　代表取締役　伊藤　治光	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで
足立区立やよい図書館	所在地　東京都足立区足立四丁目28番10号 名　称　ヤオキン商事株式会社 　　　　代表取締役　伊藤　治光	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

（提案理由）

足立区立図書館の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、この案を提出いたします。

第７１、７２号議案説明資料

平成２６年１０月１４日

件　　名	足立区地域学習センターの指定管理者の指定の進達について 足立区立図書館の指定管理者の指定の進達について
所管部課名	地域のちから推進部　地域文化課・中央図書館
内　　容	１　提案理由 　地域学習センター、区立図書館の指定管理者の指定について、生涯学習関連施設指定管理者選定審査会の結果に基づき、平成２６年第４回区議会定例会において議決を得る必要があるため。 ２　指定管理者選定の内容 （１）対象施設 ①伊興地域学習センター・伊興図書館 ②興本地域学習センター・興本図書館 ③江北地域学習センター・江北図書館・宮城コミュニティ図書館 ④佐野地域学習センター・佐野図書館 ⑤鹿浜地域学習センター・鹿浜図書館 ⑥新田地域学習センター・新田コミュニティ図書館 ⑦竹の塚地域学習センター・竹の塚図書館 ⑧中央本町地域学習センター・やよい図書館 （２）指定管理者選定審査会 ①開催日　第一次審査（書類審査）　平成２６年８月２１日・２２日 第二次審査（プレゼンテーション）平成２６年９月３日・４日 ②審査会委員の構成 学識経験者：２名　区内関係団体：２名　区職員：２名　合計：６名 （３）選定事業者 ①審査事業者数及び選定事業者名　別紙１のとおり ②審査項目及び得点一覧　別紙２のとおり （４）指定期間 平成２７年４月１日から平成３２年３月３１日まで
今後の方針	・平成２６年第４回区議会定例会に提案する。 ・東和地域学習センター・図書館には１事業者の応募があったが、第一次審査で失格となったため、今後再募集を行い平成２７年第１回区議会定例会で議決を得る。

別紙１

平成２７年度生涯学習関連施設指定管理者内定事業者

	施設名	応募 事業者数	第一次 審査対象 事業者数	第二次 審査対象 事業者数	内定事業者	
					事業者名	所在地
1	伊興地域学習センター 伊興体育館 伊興図書館	1	1	1	株式会社グランディオサービス	足立区千住河原町９番７号
2	興本地域学習センター 興本体育館 興本図書館	1	1	1	株式会社ティー･エム･エンタープライズ	足立区江北一丁目３３番２２号
3	江北地域学習センター 江北体育館 江北図書館 宮城コミュニティ図書館	1	1	1	株式会社ティー･エム･エンタープライズ	足立区江北一丁目３３番２２号
4	佐野地域学習センター 佐野体育館 佐野図書館	1	1	1	株式会社グランディオサービス	足立区千住河原町９番７号
5	鹿浜地域学習センター 鹿浜体育館 鹿浜図書館	1	1	1	ヤオキン商事株式会社	足立区足立四丁目２８番１０号
6	新田地域学習センター 新田コミュニティ図書館	2	1	1	株式会社グランディオサービス	足立区千住河原町９番７号
7	竹の塚地域学習センター 竹の塚図書館	4	3	3	ヤオキン商事株式会社	足立区足立四丁目２８番１０号
8	中央本町地域学習センター 中央本町体育館 やよい図書館	1	1	1	ヤオキン商事株式会社	足立区足立四丁目２８番１０号

＊新田地域学習センター･図書館及び竹の塚地域学習センター･図書館に応募した1事業者については、応募資格なしとした。

施設名 事業者名		第一次審査（書類審査）											第二次審査（プレゼンテーション）															選定審査会合計
		組織の安定性			運営の安定性		提案書に関する事項			加点		第一次審査合計	管理運営体制		取組方針								事業				第二次審査合計	
		経営の安定性	施設運営の実績	コンプライアンス体制	人材・社員教育に関する事項	施設・設備の維持管理	生涯学習施設・図書館運営に対する新たな工夫・提案	自主事業の提案	効率的な運営に関する事項	足立区内に本店・支店機能	ワークライフバランス認定企業		危機管理体制	トラブル防止策	地域学習センター・体育館の取組方針	図書館の取組方針	利用者意見の反映・満足度の向上	個人情報保護対策	地域との関係づくり、交流	接客サービス	施設保全の考え方	利用者団体の育成	学習センター事業	スポーツ事業	図書館事業	責任者の人材		
	配点	60	60	30	60	60	60	60	30	※１	※２	420	60	60	120	120	120	60	60	60	60	60	120	120	120	60	1200	1620
伊興地域学習センター 伊興体育館 伊興図書館 株式会社グランディオサービス	得点	24	42	26	48	51	48	45	21	15	6	326 77.6%	48	48	84	78	84	57	45	45	51	45	84	78	90	45	882 73.5%	1208 74.5%
興本地域学習センター 興本体育館 興本図書館 株式会社ティーエムエンタープライズ	得点	60	42	22	48	54	45	42	18	16	6	353 84.0%	51	45	90	90	90	51	42	51	51	42	90	90	102	51	936 78.0%	1289 79.5%
江北地域学習センター 江北体育館 江北図書館 宮城コミュニティ図書館 株式会社ティーエムエンタープライズ	得点	60	42	22	48	51	48	42	18	16	6	353 84.0%	57	48	96	90	96	54	51	51	48	45	90	96	96	51	969 80.7%	1322 81.6%
佐野地域学習センター 佐野体育館 佐野図書館 株式会社グランディオサービス	得点	24	42	26	48	51	45	45	21	15	6	323 76.9%	48	48	90	84	84	57	45	51	48	45	90	90	90	54	924 77.0%	1247 76.9%
鹿浜地域学習センター 鹿浜体育館 鹿浜図書館 ヤオキン商事株式会社	得点	24	42	22	48	45	48	42	18	14	5	308 73.3%	51	45	102	90	102	54	54	51	48	60	114	96	96	51	1014 84.5%	1322 81.6%

※１　区内の事業者（本店・支店機能、業務区域）に対し、一次審査獲得点数の２％～５％を加点

※２　足立区ワークライフバランス認定企業に対し、一次審査獲得点数の２％を加点

施設名 事業者名		第一次審査（書類審査）：組織の安定性：経営の安定性	組織の安定性：施設運営の実績	組織の安定性：コンプライアンス体制	運営の安定性：人材・社員教育に関する事項	運営の安定性：施設・設備の維持管理	提案書に関する事項：生涯学習施設・図書館運営に対する新たな工夫・提案	提案書に関する事項：自主事業の提案	提案書に関する事項：効率的な運営に関する事項	加点：足立区内に本店・支店機能	加点：ワークライフバランス認定企業	第一次審査合計	第二次審査（プレゼンテーション）：管理運営体制：危機管理体制	管理運営体制：トラブル防止策	取組方針：地域学習センター・体育館の取組方針（※３）	取組方針：図書館の取組方針	利用者意見の反映・満足度の向上	個人情報保護対策	地域との関係づくり、交流	接客サービス	施設保全の考え方	利用者団体の育成	事業：学習センター事業	事業：スポーツ事業	事業：図書館事業	責任者の人材	第二次審査合計	選定審査会合計
	配点	60	60	30	60	60	60	60	30	※１	※２	420	60	60	120	120	120	60	60	60	60	60	120		120	60	1080	1500
新田地域学習センター 新田コミュニティ図書館 株式会社グランディオサービス	得点	24	42	24	45	51	42	45	21	14	5	313 74.5%	45	45	78	72	78	54	39	36	48	42	78		90	33	738 68.3%	1051 70.0%
竹の塚地域学習センター 竹の塚図書館 ヤオキン商事株式会社	得点	24	42	22	51	51	45	48	18	15	6	322 76.6%	51	42	102	96	102	51	60	51	48	51	108		96	57	915 84.7%	1237 82.4%
竹の塚地域学習センター 竹の塚図書館 B社	得点	60	24	18	48	51	45	42	20	0	0	308 73.3%	42	45	84	114	90	51	42	51	51	48	72		108	51	849 78.6%	1157 77.1%
竹の塚地域学習センター 竹の塚図書館 C社	得点	60	51	24	48	51	48	48	24	0	0	354 84.2%	51	48	78	84	78	48	39	42	48	39	78		84	42	759 70.2%	1113 74.2%
	配点	60	60	30	60	60	60	60	30	※１	※２	420	60	60	120	120	120	60	60	60	60	60	120	120	120	60	1200	1620
中央本町地域学習センター 中央本町体育館 やよい図書館 ヤオキン商事株式会社	得点	24	42	22	51	45	45	45	18	14	5	311 74.0%	51	45	102	84	90	54	57	48	45	54	108	84	102	54	978 81.5%	1289 79.5%

※１　区内の事業者（本店・支店機能、業務区域）に対し、一次審査獲得点数の２%～５%を加点

※２　足立区ワークライフバランス認定企業に対し、一次審査獲得点数の２%を加点

※３　新田、竹の塚については、地域学習センターの取組方針

第７３号議案

　　　足立区文化財保護審議会への諮問事項について

　上記の議案を提出する。

　　平成２６年１０月１４日

　　　　　　　提出者　　足立区教育委員会教育長　青　木　光　夫

　　　足立区文化財保護審議会への諮問事項について

　下記のとおり足立区文化財保護審議会へ諮問する。

記

１　諮問事項

　文化財登録

　・有形文化財（彫刻）金銅造阿弥陀如来坐像（こんどうぞうあみだにょらいざぞう）　一軀（く）　安養院所有

　・有形文化財（彫刻）木造夢想普賢菩薩立像（むそうふげんぼさつりゅうぞう）　一軀　真国寺所有

　・有形文化財（彫刻）木造妙見（みょうけん）菩薩坐像　一軀　長勝寺所有

　・ 有形文化財（工芸品）八代目市川團十郎奉納木造長提灯　一対

大聖寺所有

（提案理由）

　文化財登録について、足立区文化財保護審議会へ諮問する必要があるので、この案を提出いたします。

第 ７ ３ 号 議 案 説 明 資 料

平成２６年１０月１４日

件　　　名	足立区文化財保護審議会への諮問事項について
所管部課名	地域のちから推進部　地域文化課
内　　　容	１　諮問の理由 　足立区文化財保護条例第２３条から第２５条に基づき、平成２６年度の足立区文化財登録についての答申を得るため、文化財保護審議会を開催し諮問する。 ２　内　容 （１）開催期日 　第１回（文化財登録諮問）　平成２６年１１月上旬（予定） 　第２回（答申）　平成２７年１月下旬（予定） （２）文化財登録諮問案件 ①有形文化財（彫刻）金銅造阿弥陀如来坐像（こんどうぞうあみだにょらいざぞう）　一軀（く）　安養院所有 　制作年代：鎌倉時代 ②有形文化財（彫刻）木造夢想普賢菩薩立像（むそうふげんぼさつりゅうぞう）　一軀　真国寺所有 　制作年代：寛政 12 年（1800） ③有形文化財（彫刻）木造妙見（みょうけん）菩薩坐像　一軀　長勝寺所有 　制作年代：江戸時代 ④有形文化財（工芸品）八代目市川團十郎奉納木造長提灯　一対　大聖寺所有 　制作年代：嘉永６年（1853） ３　登録年月日 　本案議決後処理する。
今後の方針	

件　　　　名	受理番号１　　平成２８年度から使用する中学校教科書の採択にあたり、日本の真実の歴史と文化及び家族の大切さを理解し、適切な愛国心、道徳心を養いうる教科書の採択を求める陳情
所管部課名	学校教育部　教育指導室
陳情の要旨	平成２８年度から使用する中学校教科書の採択にあたり、日本の真実の歴史と文化及び家族の大切さを理解し、適切な愛国心、道徳心を養いうる教科書を採択すること。
陳情者住所等	請願文書表のとおり
内容及び経過	１　教科書採択の内容 学校教育基本法の改正（平成１８年）及び学習指導要領の全面改訂（平成２０年）に伴い、国際社会を生きる日本人の育成や豊かな情操と道徳心、伝統文化の尊重や我が国と郷土を愛することなどの趣旨を十分に踏まえるとともに、地域の実情に最も適した教科書の採択を行うとされた。 中学校においては平成２８年度から平成３１年度まで新たな教科書を使用する。 ２　足立区における採択の手順 （１）足立区立中学校使用教科用図書採択要綱（２６足教学指発第１８３号平成２６年４月１日教育長決定）の制定 （２）要綱に基づく「調査項目」の決定 （３）教科用図書研究会を各学校に設置、全教科について調査・研究し、研究報告書を作成のうえ調査委員会に報告。 （４）教科書展示会場に意見用紙を設置、区民意見を集約し、調査委員会、選定委員会及び教育委員会に提供。 （５）教科用図書調査委員会を教科ごとに設置、専門的事項を調査し、研究報告を踏まえて調査報告書を作成のうえ選定委員会に報告。 （６）学校長、保護者で構成する教科用図書選定委員会を設置、調査報告書を検討し、採択資料を作成のうえ教育委員会に報告。 （７）教育委員会において採択 ※ 教科書採択終了後、採択に関する議事録等について公表する。
問題点等	

教　育　委　員　会　報　告

平成２６年10月14日

件　名	亀田小学校の増築について
所管部課名	学校教育部　学校施設課
内　容	(下記)
今後の方針	事業スケジュールを厳守し、学校運営に支障を来たさないよう業務を遂行するため、学校関係者や地域住民、関係機関との協議を速やかに行う。

内容

亀田小学校周辺における集合住宅等の建設により、児童数が増加することから校舎を増築することになった。ついては、計画の概要について下記のとおり報告する。

記

1　児童数等の増加見込

	平成２６年度	平成３１年度(最大)
児童数	４５５人	約９２０人
学級数	１５学級	約２８学級

※既存校舎利用可能教室数　２０教室

2　増築計画（案）

（1）増築延べ床面積　　約1，７００㎡

（2）構造・階数　　　鉄骨造・３階建て

（3）主な部屋数

	規模等	備　考
普通教室	１０教室	６３㎡／室
職員室	１室	既存校舎からの移設
校長室	１室	既存校舎からの移設
保健室	１室	既存校舎からの移設

※詳細は、別添「配置図・平面図」のとおり

3　既存校舎改修

今回の増築に併せて、既存校舎の外壁、屋上防水、給食場、トイレ、廊下などの改修を行う。

4　今後の予定

平成２６年度　　　　基本計画・基本設計・実施設計・計画通知

平成２７～２８年度　増築工事

平成２９年度～　　　使用開始

亀田小学校増築計画

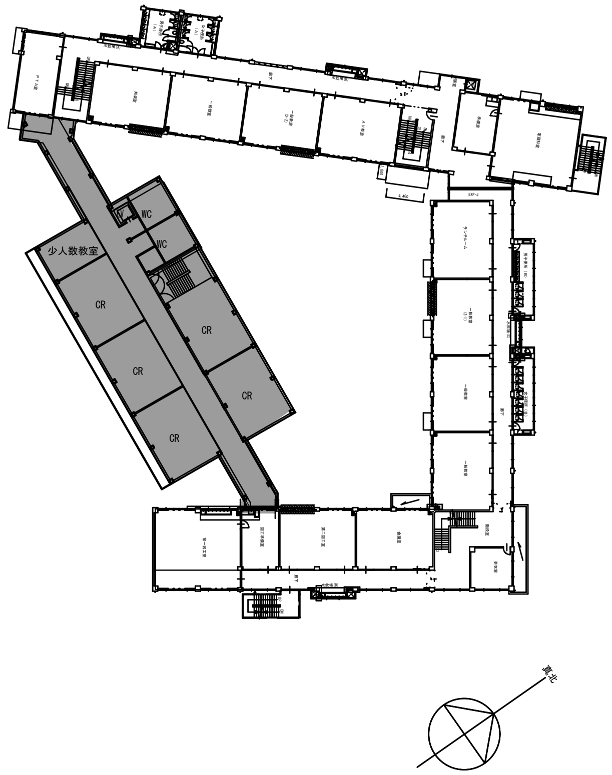

：増築棟範囲

２階平面図

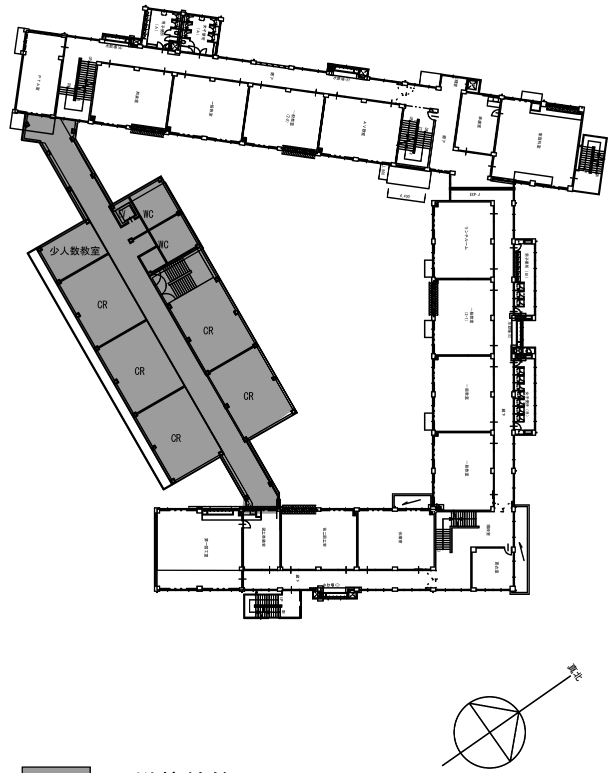

：増築棟範囲

３階平面図

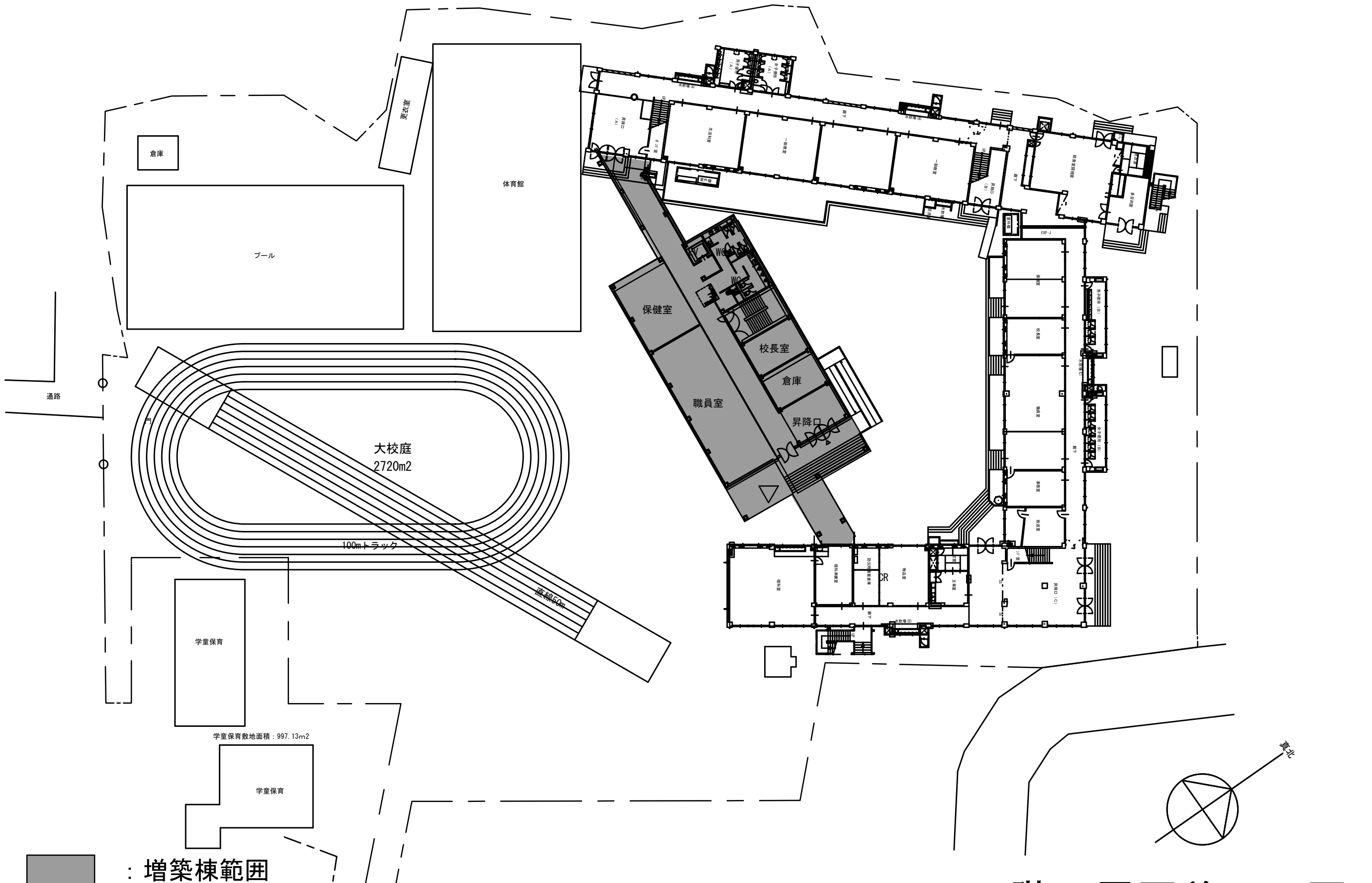

：増築棟範囲

１階配置図兼平面図

教　育　委　員　会　報　告

平成２６年１０月１４日

件　　名	学 校 事 故 報 告 に つ い て（平成２６年度９月分）
所管部課名	学校教育部　教育指導室
内　　容	１　学校事故状況 管理下　３件（小学校３件） 管理外　０件 合計　３件 ２　事故内容 (1)　交通事故 ア　夏季水泳教室から下校中、横断歩道のない道路を横断、左足を車両後輪で轢かれ、圧迫裂傷の怪我を負う。（小学校管理下） (2)　休憩時間、放課後、登・下校時、部活動等の事故 ア　登校し、教室に向かう階段で転倒、床面で額を打ち、前額部裂傷の怪我を負う。（小学校管理下） イ　昼休み、校庭で上級生と接触、転倒し、左上腕顆上骨折の怪我を負う。（小学校管理下） ３　各学校への事故防止の指導 (1)　交通事故の防止について 事故の発生状況を踏まえ、児童・生徒への具体的な指導を行うとともに、家庭、地域等へ注意喚起を促し、安全教育の充実を図り、交通事故の未然防止を徹底する。 (2)　休憩時間、放課後、登・下校時等における事故防止について 校舎内外の過ごし方、施設内の環境整理、危険行為の未然防止についての指導を図る。
今後の方針	夏季休業後における児童・生徒の事故や問題行動の未然防止に努めるとともに、家庭や地域社会、関係機関と連携し、一層の指導の徹底を図れるよう各校に周知する。

学校事故状況　　平成２６年度９月分（児童・生徒）　　教 育 指 導 室

内訳		管理下			管理外		合計
		幼稚園	小学校	中学校	小学校	中学校	
交通事故	自転車・バイク						
	歩行者・ｷｯｸﾎﾞｰﾄﾞ		1				1
授業中の傷害打撲等の事故	骨折・脱臼・捻挫						
	裂傷・打撲・暴行						
	火傷・熱傷						
	歯目鼻耳等の損傷						
	発症・発作・発疹						
休憩時間・放課後・登下校時の傷害打撲等の事故（学校行事含む）	骨折・脱臼・捻挫		1				1
	裂傷・打撲・暴行		1				1
	歯目鼻耳等の損傷						
	発症・発作・火傷						
教師の指導上による傷害・打撲等の事故	骨折・脱臼・捻挫						
	歯目鼻耳等の損傷						
暴力・暴行傷害事件							
家出・外泊・行方不明							
窃盗・万引き・恐喝							
対教師暴力							
火災・火傷・火遊び							
その他・地域での怪我							
死亡	病死						
	事故死						
合計			3				3

（施　設）

区分	幼稚園	小学校	中学校	内容
窓ガラス及び施設破損				
不法侵入・盗難				
その他				
合計	０	０	０	

追加資料

教　育　委　員　会　報　告

平成２６年１０月１４日

件　名	子ども・子育て支援新制度に関する区民への周知について
所管部課名	子ども家庭部子ども家庭課　子ども・子育て支援課　子ども・子育て施設課
内　容	(下記)

平成２７年４月からスタートする「子ども・子育て支援新制度」の概要等について、下記のとおり、区民への周知を図っていく。

1　区民への周知方法と実施時期

	項目	対象	内容等	実施時期
情報発信	①区ホームページ	新制度の対象世帯全て	新制度に関する情報全般を随時更新(制度の概要、よくある質問など)	４月～ ※１０月～ よくある質問を掲載
	②新制度に関するリーフレットの作成	児童手当給付世帯(15歳以下の子育て世帯)	児童手当支払通知書にリーフレットを同封	１０月上旬 【実施済】
	③Ａメール(風の子メール)・ツイッター	登録した子育て世帯	説明会の開催日程等や制度の内容を配信	１０月中旬～ ３月下旬
全体説明会	④区民向け説明会	新制度の対象世帯全て	･新制度の概要等を説明 ･相談コーナーを設置し、個別相談にも応じる。	１１月上旬～中旬 (詳細は、下記２(１)①のとおり)
	⑤子育サロンへの出張説明会	0歳～未就学児とその保護者	･主に、これから幼稚園や保育所を利用予定の保護者向けの説明会 ･個別相談にも応じる。	１０月中旬～ １１月中旬 (詳細は、下記２(１)②のとおり)
	⑥各園への出張説明会	在園児とその保護者	在園児の認定申請の時期に合わせて実施予定。	１月以降(予定)
個別相談会	⑦特設相談コーナー	新制度の対象世帯全て	保育料のシミュレーションを実施する(予定)など、幅広く相談に応じる。	１０月下旬～ ３月下旬 (詳細は、下記２(２)①のとおり)

２　全体説明会と個別相談会の概要について

（１）全体説明会の概要

①　区民向け説明会の実施（上記１④）

新制度の対象となる不特定多数の区民に向けて、全体説明会を開催する。

会場は、下記のとおり区内主要６会場にて実施する。

・会場は、地域の方がより参加しやすい身近な場所を選定した。
・説明会への参加は居住地域にかかわらず、どの会場でも可能である。
・いずれの会場でも説明内容は同じである。

(主要６会場)

・綾瀬、佐野地域
　足立区勤労福祉会館
・梅田、竹の塚、伊興、西新井東側、東伊興地域
　ギャラクシティ
・中央本町、保塚･六町、花畑、保木間地域
　庁舎ホール、１３階大会議室Ａ･Ｂ（足立区役所内）
・江北、興野･本木、西新井西側、鹿浜、舎人、宮城、小台、新田地域
　鹿浜いきいき館
・千住地域
　生涯学習センター

(日時・場所等)

日時（受付は 30 分前から開始）	会場	定員
１１月１日（土） 午後 2 時から午後 3 時 30 分まで	足立区勤労福祉会館 （綾瀬ﾌﾟﾙﾐｴ内）	180 名
１１月６日（木） 午後 7 時から午後 8 時 30 分まで	ギャラクシティ	180 名
１１月８日（土） 午前 10 時から午前 11 時 30 分まで	庁舎ホール （足立区役所内）	460 名
１１月８日（土） 午後 2 時から午後 3 時 30 分まで	鹿浜いきいき館	180 名
１１月１３日（木） 午前 10 時から午前 11 時 30 分まで	生涯学習センター （学びﾋﾟｱ21 内）	180 名
１１月１５日（土） 午前 10 時から午前 11 時 30 分まで	足立区役所 13 階大会議室Ａ･Ｂ	230 名

※　事前の申込みは不要。

②　子育てサロンへの出張説明会の実施（上記１⑤）

０～３歳の乳幼児と保護者が多く集う子育てサロンへ出張し、新制度の概要説明会を実施する。

ア　実施場所（１９か所）

・児童館子育てサロン
　青井、入谷、鹿浜いきいき館、千住あずま、千住柳町、東伊興生活館、渕江、渕江分館
・子育てサロン
　綾瀬、おおやた、上沼田、北鹿浜、新田、関原、千住、竹の塚、西新井、東保木間、六月

	イ　実施期間 　平成２６年１０月２０日（月）から１１月１４日（金）までの間に、各子育てサロンで順次実施する。 （２）　個別相談会の概要 ①　特設相談コーナーの設置（区役所本庁舎内）（上記１⑦） 　区民一人ひとりの疑問等に答えていくため、下記のとおり相談コーナーを設置し、保育料などの相談に応じていく。 <table><tr><td>中央館２階特設相談コーナー</td><td>南館３階相談コーナー （子ども・子育て支援課内）</td></tr><tr><td>・１０月２７日(月)から１２月１日(月)までの平日 ・１１月２３日(祝) ・１１月２４日(休) （ふれあいｷｯｽﾞﾃﾞｰ） ・１１月３０日(日)</td><td>・１２月２日(火)から３月３１日(火)までの平日 ・休日開庁日(第４日曜日)</td></tr></table> ※　上記２に記載（Ｐ２）の１１月１日(土)、１１月８日(土)、１１月１５日(土)は、区民向け説明会会場に保育料などの相談に応じるブースを設置する。
今後の方針	説明会の開催日程等について、あだち広報１０月２５日号及び区ＨＰ、ツイッター、風の子メールなどを活用して周知するとともに、チラシを子育てサロンなど子ども関連施設に配布し、広く参加者を募っていく。

教　育　委　員　会　報　告

平成２６年１０月１４日

件　　　名	専修学校の設置認可について
所管部課名	子ども家庭部　子ども家庭課
内　　　容	新規に専修学校設置申請があり認可したので報告する。 1　学校の種別　　学校教育法第１２４条に基づく専修学校 2　学校の名称　　東京未来大学福祉保育専門学校 3　所　在　地　　東京都足立区綾瀬２－３０－６ 4　設　置　者　　学校法人三幸学園　　理事長　昼間一彦 【学校法人三幸学園は昭和６０年３月８日設立認可（東京都）平成26年4月現在、1大学、1短期大学、1高等学校（通信制（単位制）課程普通科）、50専門学校を運営】 5　認可年月日　　平成２６年１０月１日 6　課程・学科、生徒定員、取得資格等
今後の方針	平成２６年１１月１日　　生徒募集開始 平成２７年　４月１日　　開校

（１）本科（昼間）

学科名	入学資格	修業年限	入学定員	総定員	卒業により得られる資格
保育科	高卒等	2年	73人	146人	保育士
介護福祉科	高卒等	2年	62人	124人	介護福祉士国家試験受験資格
合　　計			135人	270人	

（２）通信課程

課程名	入学資格	修業年限	入学定員	総定員	卒業により得られる資格
社会福祉士一般養成通信課程	大卒もしくは相談援助実務4年以上等	1年6月	160人	160人	社会福祉士国家試験受験資格
精神保健福祉士一般養成通信課程	大卒もしくは相談援助実務4年以上等	1年6月	80人	80人	精神保健福祉士国家試験受験資格
合　　計			240人	240人	

教　育　委　員　会　報　告

平成２６年１０月１４日

件　　名	足立区保育所入所実施要綱別表の一部改正について
所管部課名	子ども家庭部　子ども・子育て支援課
内　　容	足立区保育所入所実施要綱の別表（第３条関係）調整指数表等の一部を、下記のとおり改正する。 なお、子ども・子育て支援新制度への移行に伴う改正点は３項目、運用上の見直しに伴う改正点は３項目である。 記 1　改正内容（別表参照） （1）　足立区保育所入所実施要綱の別表実施基準指数表備考欄を改正する。 ア　4「産休中・育休中は産休前の実績も含めて指数を決定する。」を加える。［運用上の見直し］ （2）　足立区保育所入所実施要綱の別表（第３条関係）調整指数表を改正する。 ア　指数番号 2「申込時」を「申込締切日時点」に改正する。［運用上の見直し］ イ　指数番号 3「番号 2 の条件に該当し、かつ、生計中心者が失業した場合（申込締切日時点で失業後３カ月以内である者）」を新たに加える。［新制度への移行］ ウ　指数番号 16「東京都認証保育所・家庭福祉員（保育ママ）・小規模保育室などに有償で２カ月以上前から預託している場合」から、17「就労開始、復職等により保育が必要となったため、東京都認証保育所など（家庭的保育（保育ママ）・小規模保育は除く）に有償・月ぎめで２カ月以上前から預託している場合」に改正する。［新制度への移行］ エ　指数番号 18「青井おひさま保育園・コンビプラザ東和三丁目保育園・家庭的保育（保育ママ）・小規模保育の在籍児で、年齢上限による卒園により、４月から新たに利用を希望する場合（連携施設が設定されている場合を除く）」を新たに加える。［新制度への移行］ オ　指数番号 20「就労実績が１カ月に満たないなどの場合」を、22「給与月額を勤務実績で割った時給が東京都の最低賃金を下回る場合」に改正する。［運用上の見直し］ カ　備考欄に、次の項目を加える。 ①　5「番号 17 は、平成２７年度４月利用調整までは、従前どおり加算する。」 ②　6「番号 18 は、平成２７年度４月利用調整においては、家庭福祉員

	（保育ママ）・小規模保育室の在園児が卒園する場合も加算する。」 ③　8「番号22で算定した指数と、月額給与を東京都の最低賃金で割って算定した指数を比較して、点数の高い方を実施基準指数とする。」 2　改正理由 （1）　足立区保育所入所実施要綱の別表実施基準指数表備考欄の改正 産休に入る前３カ月の、実際の勤務実績を元に判定することで、より実態に近い勤務状況で判定することができるため。 （2）　足立区保育所入所実施要綱の別表（第３条関係）調整指数表の改正 ア　申込時を申込期間の締切日とした。 イ　生計中心者が失業した場合、なるべく早く再就職する必要があるため。 ウ　子ども・子育て支援新制度に移行する小規模保育室・家庭福祉員は、認可保育所と同等に利用調整が行われ、保育料の決め方等も応能負担になることからも、加算の対象から削除する。また、保育の必要性がないにもかかわらず認証保育所等に預けている者を加算の対象外とすることを明確にする。 なお、平成２７年度４月利用審査までは、保育の必要性の有無を問わずに、小規模保育室・家庭福祉員も加算する。 エ　家庭的保育（保育ママ）・小規模保育等で、連携保育施設が設定されていないことにより、５歳児まで預けることができない施設の場合、その施設の卒園時点で再度保育施設を探さなければならず、保護者への負担と不安は大きいため、加算することにより、入所しやすくする。 なお、平成２７年度４月利用審査までは、家庭福祉員（保育ママ）・小規模保育室の在園児も対象とする。 オ　月額の給料に比較して勤務日数が過大である場合などは、そのまま指数化せず、より公正な判定を行えるようにするため。 3　実施 平成２７年４月利用申請分から適用する。
今後の方針	１０月以降入園申込申請者の申請書は４月入園まで有効であるため、既に申請を出されている保護者あてには、個別に変更の周知を行う。

別表（第３条関係）　調整指数表（抜粋）

別表

改正前

項目		番号	条件	指数
加算指数	個人	1	略	
		2	求職活動中ではあるが、申込時より５カ月以内の時点で１年以上の就労実績がある場合	4
			（追加）	
	世帯	3～15　略		
		16	東京都認証保育所・家庭福祉員（保育ママ）・小規模保育室などに有償で２カ月以上前から預託している場合	2
			（追加）	
	主たる保育者	17～19　略		
減算指数	主たる保育者	20	就労実績が１カ月に満たないなどの場合	−5
	世帯	21～24　略		
その他		25　略		

1　調整指数の加減算は、基準指数に対して行う。
　なお、申込時点とは、あらかじめ入園申込案内、区の広報紙等に記載された申込期間内をいう。
2　番号３～５，10～11および13～14については、それぞれ重複して加算はしないものとする。
3　調整指数は、保護者からの申請に基づき必要な書類を提出された場合に適用する。
4　番号９の長期不在とは、連続して３カ月以上の場合（予定を含む）をいう。
（追加）

（追加）

5　自宅内自営・内職の内容が有害危険とは、刃物、高温、有害物質などを取扱うものをいう。
（追加）

改正後

項目		番号	条件	指数
加算指数	個人	1	略	
		2	求職活動中ではあるが、申込締切日時点より５カ月以内の時点で１年以上の就労実績がある場合	4
		3	番号２の条件に該当し、かつ、生計中心者が失業した場合（申込締切日時点で失業後３ヵ月間以内である者）	2
	世帯	4～16　略		
		17	就労開始、復職等により保育が必要となったため、東京都認証保育所など（家庭的保育（保育ママ）・小規模保育は除く）に有償・月ぎめで２カ月以上前から預託している場合	2
		18	青井おひさま保育園・コンビプラザ東和三丁目保育園・家庭的保育（保育ママ）・小規模保育の在籍児で、年齢上限による卒園により、４月から新たに利用を希望する場合（連携施設が設定されている場合を除く）	4
	主たる保育者	19～21　略		
減算指数	主たる保育者	22	給与月額を勤務実績で割った時給が東京都の最低賃金を下回る場合	−5
	世帯	23～26　略		
その他		27　略		

1　調整指数の加減算は、基準指数に対して行う。
（削除）

2　番号４～６，11～12および14～15については、それぞれ重複して加算はしないものとする。
3　調整指数は、保護者からの申請に基づき必要な書類を提出された場合に適用する。
4　番号10の長期不在とは、連続して３カ月以上の場合をいう。
5　番号17は、平成27年度４月利用調整までは、従前どおり（*1）加算する。
*1（東京都認証保育所・家庭福祉員（保育ママ）・小規模保育室などに有償で２カ月以上前から預託している場合）
6　番号18は、平成２７年度４月利用調整においては、家庭福祉員（保育ママ）・小規模保育室の在園児が卒園する場合も加算する。
7　番号19の自宅内自営・内職の内容が有害危険とは、刃物、高温、有害物質などを取扱うものをいう。
8　番号22で算定した指数と、月額給与を東京都の最低賃金で割って算定した指数を比較して、点数の高い方を実施基準指数とする。

教　育　委　員　会　報　告

平成２６年１０月１４日

件　　　名	チリ共和国サンペドロ・デ・アタカマ市からの高校生受け入れについて
所管部課名	子ども家庭部　青少年課
内　　　容	将来あるチリの若者に、日本の先進的な産業分野や文化を直に触れさせたいとのアタカマ市長の強い思いから、このたびチリ共和国アタカマ市から日本へ高校生を派遣したいとの申し出があり、受け入れることとなったため以下のとおり報告する。 １　経緯等 ギャラクシティでは、東京大学天文センターがチリ共和国アタカマ市に設置した天文台からの星空映像をライブ中継している。また、一昨年アタカマ市長が来日した際には足立区役所を訪問し、足立区長と懇談した縁もあり、今回足立区に高校生派遣受け入れの依頼があった。 青少年課としては、ギャラクシティがきっかけになった依頼であるとともに、区内中高生、大学生の国際交流体験の場作りにもつながることから、受け入れプログラムを実施する。 ２　日程 平成２６年１１月１２日（水）から１１月２９日（土） ３　派遣される高校生 リカン・アンタイ C-30 農学校　二年女子１名 一年女子１名 ４　プログラムの概要（予定） ・在日チリ大使館、外務省中南米局、東京大学等の訪問 ・足立区長への表敬訪問と区内見学 ・ギャラクシティでの交流イベントへの参加 ・区内高校及び大学の見学と交流 ・都内見学（博物館、植物園、商業地区等） ・広島及び京都見学 ５　宿泊 滞在期間のうち、途中１０泊を区内でのホームステイとし、足立区少年団体連合協議会の協力を得る。 ６　その他 高校生の受け入れ事業や関連するギャラクシティのイベントをホームページ等でＰＲしていく。
今後の方針	アタカマ市はじめ関係機関と連絡を取りながら準備を進める。

教　育　委　員　会　報　告

平成２６年１０月１４日

件　　名	足立区生涯学習関連施設指定管理者業務評価結果（評価対象：平成２５年度）について
所管部課名	地域のちから推進部　地域文化課・中央図書館

内　　容

生涯学習関連施設（１４学習施設）指定管理者の業務評価（評価対象：平成２５年度）を行ったので、下記のとおり報告する。

記

１　業務評価の目的

指定管理者の業務を適正に点検・評価することにより、利用者サービスの向上と施設管理水準の維持向上に寄与する。

２　業務評価の方法

（１）以下の３つの視点に基づいて評価シートを作成

①指定管理者自身が行う自己評価（セルフチェック）

②区職員が行う日常点検、訪問調査等

③利用者アンケートによる施設運営に対する利用者の評価

（２）生涯学習関連施設指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という）による評価を実施

（３）評価専門委員の意見を反映させ、最終的な総合評価を決定

３　評価項目の見直し

各指定管理者の意欲向上や利用者の利便性の向上を狙った評価項目の見直しを行い、今年度（平成２５年度評価）から適用した。

（１）指定管理者独自の先進的な取り組みを評価する項目の新設

基本的な施設の管理運営だけでなく、新たな事業への取り組み意欲を高めるため、基本的な評価項目を９０％弱に縮減、残りの１０％以上の部分を「チャレンジポイント」として、先進的な取り組みを評価する部分とした。

（２）「利用者の声」を重視した配点割合の変更

利用者の声を、より評価に反映させるため、関連する評価項目の配点割合を５％程度から２０％程度に変更した。

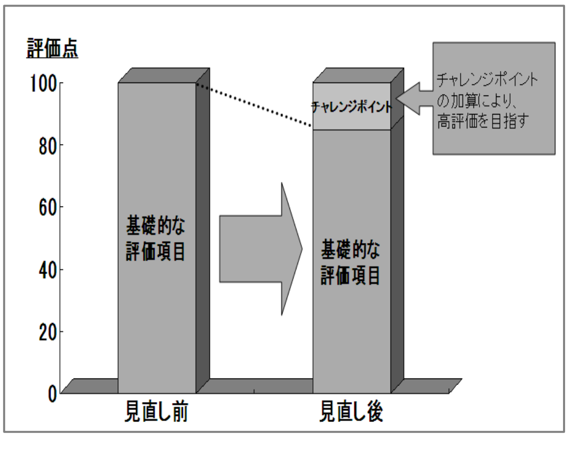

４　評価委員会の構成

評価専門委員（外部学識経験者３名）

評価委員（区職員５名）

	5　評価結果（別添「平成２６年度　足立区生涯学習関連施設指定管理者業務評価資料」参照） すべての施設がＢ（適正である）以上となっており、全体的に良好であった。 【参考】評価点の平均（スポーツ施設及び文化施設含む） ［平均点／評価］平成２６年度評価（２５年度事業分）：８７．７／Ｂ；平成２５年度評価（２４年度事業分）：９５．１／Ａ＋ ※評価点が全体的に低下しているが、前述の評価項目の見直しを今年度から適用したため、基礎的な評価点が１０％ほど圧縮されているためである。 ※別添資料には学習施設（１４施設）の他に、同時に実施したスポーツ施設（５施設）及び文化施設（１施設）の評価の結果についても参考として添付してある。 6　公表 方法　足立区ホームページ 日程　平成２６年１１月中旬を予定 内容　各施設の「総合評価」及び「項目別評価表」
今後の方針	・業務評価結果を指定管理者に通知し、指定管理業務の適正な執行と施設運営の向上を促す。 ・今回から導入した評価方法の運用について、さらに精査し活用していく。

【参考】の表：

	平均点	評価
平成２６年度評価 （２５年度事業分）	８７．７	Ｂ
平成２５年度評価 （２４年度事業分）	９５．１	Ａ＋

教育委員会情報連絡

平成２６年１０月１４日

件名	足立区育英資金の緊急募集の応募結果及び予約募集（通常募集）実施について
所管部課名	学校教育部　学務課
内容	１　平成２６年度緊急募集の応募結果について （１）募集期間 平成２６年５月２６日～７月１４日 （２）募集人数 高校生　通常枠２０名程度　　特例枠（学校長特別推薦）２名程度 大学生　通常枠２０名程度　　特例枠（学校長特別推薦）２名程度 （３）応募人数　０名 【参考】※平成２５年度緊急募集の応募結果 応募人数　　０名 ２　平成２７年度予約募集（通常募集）について （１）応募期間 平成２６年１０月１日～１１月２８日 （２）募集人数 高校生　通常枠５０名程度　　特例枠（学校長特別推薦）５名程度 大学生　通常枠５０名程度　　特例枠（学校長特別推薦）５名程度 （３）貸付期間と金額 （下表） ※貸付期間は、平成２７年４月から最短修業期間とする。 （４）選考方法等 書類及び面接選考のうえ、足立区育英資金貸付審議会の審議を経て区長決定する。（貸付審議会　平成２７年２月上旬開催予定）
今後の方針	【周知の方法】 ・　あだち広報（９／２５号）及びホームページ掲載 ・　お知らせチラシを足立区立中学校３年生全員に配布 ・　福祉事務所にて募集案内配布、ポスター掲示 ・　地域学習センターにてポスター掲示 ・　近隣高校及び区内大学へ募集案内等配布、ポスター掲示

（３）貸付期間と金額

	修学資金（月額）	入学資金
高校生（公立）	１３，０００円	７０，０００円
（私立）	３０，０００円	１５０，０００円
大学生（公立）	３５，０００円	２００，０００円
（私立）	４５，０００円	３００，０００円

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

平成２６年１０月１４日

件　　名	私立高等学校等入学資金融資あっせんの実施について
所管部課名	学校教育部　学務課
内　　容	私立高等学校・高等専門学校等へ入学する生徒の保護者に対し、下記のとおり入学資金等の融資あっせんを行う。 1　融資の内容と条件 （1）融 資 金 額：１万円を単位として１０万円以上５０万円以下の金額 （2）利　　　息：年１．８パーセント（保護者負担） （3）償還期間等：融資を受けた翌月から３年以内、 元金均等月賦償還または元利均等月賦償還 （4）保　証　料：金融機関に支払う保証料は区が負担する（保証人不要） （5）取扱金融機関：足立成和信用金庫、東京スマイル農業協同組合 （いずれも足立区内の各店舗） 2　受付期間 平成２６年１１月４日～平成２７年２月２７日 3　申し込み資格 （1）私立高等学校もしくは私立高等専門学校、又は大学入試資格の得られる私立の専修学校高等課程進学予定者と同居している保護者 （2）足立区に引き続き１年以上住所を有していること （3）住民税を滞納していないこと （4）勤続条件等 ・　安定継続した収入のあること（足立成和信用金庫に申し込む場合） ・　安定継続した収入のあること、現勤務先での勤続年数又は同一職種の営業年数が１年以上あること（東京スマイル農業協同組合に申し込む場合） （5）平成２５年中の収入が次の金額以下であること ・　給与所得者　支払給与の総額が１，０００万円以下 ・　事業所得者　総所得金額等が　　８００万円以下 （6）入学資金を一時に負担するのが困難であること （7）借入金の償還能力が十分であること ※なお、以上の資格条件にあてはまる場合でも、取扱金融機関の貸付基準により融資を受けられない場合がある。
今後の方針	【周知の方法】 ・　あだち広報（１０／２５号）及びホームページ掲載 ・　お知らせチラシを足立区立中学校３年生全員に配布 ・　区民事務所にてお知らせチラシを配布

教　育　委　員　会　情　報　連　絡

平成２６年１０月１４日

件　名	第６回「おいしい給食メニューコンクール」の応募状況について
所管部課名	学校教育部　おいしい給食担当課
内　容	第６回「おいしい給食メニューコンクール」の応募状況について、下記のとおり報告する。 １　テーマ 我が家のおすすめ料理！和食の給食 ※ 小学生は給食一品、中学生は給食一食分で作品を募集 ２　応募状況 （下表） ３　入賞者の選考 ９月１９日開催の応募作品選考委員会で、各学校で選考した作品から、小・中学生ともに入賞２０作品を決定した。 各賞の内訳は、以下のとおり。 （１）足立区長賞　１名 （２）足立区議会議長賞　１名 （３）足立区副区長賞　１名 （４）足立区教育委員会賞　１名 （５）おいしい給食推進委員会賞　２名 （６）足立区長特別賞　４名 （７）優秀賞　１０名 ４　表彰式 （１）　日時：平成２６年１０月３０日　午後４時から （２）　場所：区役所８階特別応接室
今後の方針	入賞者のうち、優秀賞１０名については各学校にて表彰を行う。また、１２月８日から１２日に、「足立オールおいしい給食ウィーク」として、区長賞受賞作品を各学校にて給食として提供する。

２　応募状況

	応募学校数	応募作品数	学校選考数
小学校	63 校	2,663 作品（昨年度 2,236）	427 作品
中学校	36 校	2,257 作品（昨年度 2,446）	256 作品

差替版

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

平成２６年１０月１４日

件　　　名	平成２７年度 用務業務新規委託校について
所管部課名	学校教育部教職員課
内　　　容	区業務系職員の退職不補充に伴い、平成１６年度から実施している区立学校用務業務委託について、平成２７年度は下記の２校で新規に実施する。 記 1　平成２６年度末退職予定者数 定年退職　：２名 再任用満了：６名 2　平成２７年度 新規委託予定校 小学校（２校）：栗原・保木間小学校 3　平成２７年度 区用務職員在籍予定校（８校） 小学校（４校）：千寿本町・千寿常東・関原・花畑第一小学校 中学校（４校）：第四・第十一・第十四・六月中学校
今後の方針	

この通知は、「校務支援システム」で学校長及び副校長に送信しております。なお、１０月２２日開催の小・中学校校長会においても配布します。

２６足教学職発第１８８８号
平成２６年９月１７日
（公印省略）

各学校長　様

教育指導室長　浮津健史
教職員課長　川原井隆之

平成２６年度 後期の土曜授業実施に伴う週休日の振替等について

前期分の土曜授業の振替に際しては、ご協力をいただき、ありがとうございました。
さて、後期においても、教職員の元気回復と節電に努めるため、年末年始の休日（１２月２９日～１月３日）と土日を併せ、１２月２７日から１月６日まで学校を閉校します。
つきましては、土曜授業における週休日の振替を下記のとおりに取得するよう、教職員への周知をよろしくお願いいたします。

記

１　振替対象日
後期に土曜授業を実施する日

２　振替期間
原則として、１月５日（月）と１月６日（火）に振替をする。

※前期の土曜振替通知（25 足教学職発第 3142 号）にも記載しておりますが、今年度は、１２月２７日から休日となるため、振替先を上記にしております。

３　職種による振替内容　【別紙を参照願います】
（１）「都費」教員　【週休日の前２月又は後４月で振替が可能】
教育職員の週休日の変更及び半日勤務時間の割振り変更については、当該週休日の前２月又は後４月の範囲内で行うことができます。

※教育職員は、半日単位「３時間４５分」又は「４時間」の振替が可能です。

※土曜授業日を３時間４５分勤務日と４時間勤務日に分類し、合算して７時間４５分勤務としてください。

（例）１１月８日（３時間４５分）と１２月１３日（４時間）を合算し、１日分（７時間４５分）として、１月５日に振替をする。

（２）「都費」事務・栄養士　【週休日の前後２月で振替が可能】

事務・栄養職員の週休日の変更については、当該週休日の前２月又は後２月の範囲内で行うことができます。

※都費事務・栄養士の半日単位の振替は不可です。

※土曜授業日に勤務する場合は、１日（７時間４５分）勤務を行うことが必要となります。

（３）「区費」用務（常勤・再任用）　【週休日の前４週又は後８週で振替が可能】

区費常勤・再任用職員の週休日の変更及び半日勤務時間の割振り変更については、当該週休日の前４週又は後８週の範囲内で行うことができます。

※区費用務職員（常勤・再任用）の半日振替対象時間は４時間勤務です。これを２回あわせて８時間として、振替することはできません。）

土曜授業の勤務日を１日（７時間４５分）勤務とするか、振替先の残りの正規の勤務時間３時間４５分（４時間休）を年休で取得するよう努めてください。

（４）「区費」用務（再雇用）　【週休日の前４週又は後８週で振替が可能】

区費再雇用職員の週休日の変更については、当該週休日の前４週又は後８週の範囲内で行うことができます。

※区費再雇用職員は、半日単位の振替はできません。土曜授業日勤務は、１日（７時間４５分）勤務することが必要です。

（５）「都費」嘱託員・再任用短時間教職員

土曜授業日に勤務する場合は、正規の勤務（１日）を割振り、１月５日と１月６日は勤務の割振りをしないようにお願いします。

※週休日の変更命令簿等の作成をお願いします。（一斉に振替を行う場合は、起案文書による処理も可能です。）

【事務手続きは、東京都教育庁人事部勤労課発行の「学校職員のための勤務時間等の手引」P12 から P23 参照】

※その他、不明な点は下記の担当までお問い合わせください。

担当　教職員課教職員係　戸井田
電話（３８８０）５９７２

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

平成２６年１０月１４日

件　　　名	東京都認証保育所の新規開設について
所管部課名	子ども家庭部　子ども・子育て支援課
内　　　容	足立区待機児童解消アクション・プランに基づき整備を進めている、綾瀬地域における東京都認証保育所の開設について、以下のとおり報告する。 １　名　　　称　　（仮称）ぽけっとランド綾瀬 ２　所　在　地　　足立区綾瀬二丁目３０番６号 ３　運営事業者　　学校法人三幸学園（文京区本郷 3-24-17-4F） ４　開設予定日　　平成２７年４月１日 ５　定　　　員　　４０名 年齢：０歳児 ６名、１歳児 １２名、２歳児 １２名、３歳以上児 １０名 ６　施 設 概 要　　学校法人三幸学園所有の地上５階建複合施設の１階フロアーの一部に認証保育所を設置
今 後 の 方 針	１　平成２７年４月開設に向け、東京都との設置協議等を的確に行う。 ２　区のホームページを活用し、新規開設の情報を区民に周知していく。

年齢	０歳児	１歳児	２歳児	３歳以上児
人数	６名	１２名	１２名	１０名

追加資料

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

平成２６年１０月１４日

件　　名	東武鉄道高架下における認可保育所運営事業者の変更について
所管部課名	子ども家庭部　子ども・子育て支援課　子ども・子育て施設課
内　　容	東武鉄道高架下における認可保育所運営事業者の変更について、東武鉄道株式会社から情報提供があったので報告する。 １　事業者について （1）事 業 者 名　　アートチャイルドケア株式会社 （2）代　表　者　　代表取締役会長　寺田千代乃 　　　　　　　　　代表取締役社長　村田　省三 （3）事業者住所　　大阪府大東市泉町二丁目１４番１１号 （4）運 営 実 績　　認可保育所１９所、東京都認証保育所１１所　ほか ２　認可保育所について （1）開設予定地　　足立区梅島三丁目１７番２０号 　　　　　　　　　（東武伊勢崎線梅島駅西新井駅間高架下） （2）定　　　員　　８５名（0歳～５歳）予定 （3）開 設 時 期　　平成２７年４月１日予定 ３　事業者変更理由 　運営予定事業者であった株式会社チャイルドステージ（綾瀬 2-17-7）から、保育施設の開設が３件重なったため、東武鉄道高架下における認可保育所の運営を辞退したい旨の申し出があり、東武鉄道株式会社により運営事業者の再選定が行われた。
今後の方針	認可保育所開設に向け、決定事業者と協議を進めていく。

行　事　実　施　結　果
９月１日～９月３０日　　　青少年課

月　日	行　事　名	時　間	会　場	主催別	参加者
9/3（水）	中高生の居場所作り	15：00～18：00	新田地域学習センター	主催	5名
9/3（水）	中高生の居場所作り	15：00～18：00	関三いこい広場	主催	5名
9/6（土）	星空くらぶ（学集会）	10：00～12：00	ギャラクシティ	主催	15名
9/7（日）	星空くらぶ（プラネタリウムチーム）	9：00～16：00	ギャラクシティ	主催	20名
9/７（日）	中高生の居場所作り	15：00～18：00	新田地域学習センター	主催	10名
9/10（水）	中高生の居場所作り	15：00～18：00	新田地域学習センター	主催	5名
9/10（水）	中高生の居場所作り	15：00～18：00	関三いこい広場	主催	5名
9/14（日）	あだち日曜教室	9：30～16：00	島根小学校校庭 ギャラクシティ多目的室	主催	75名
9/14（日）	平成26年度　足立区民ふれあい 計算フェスティバル	9：30～16：00	庁舎ホール	主催	412名
9/14（日）	中高生の居場所作り	15：00～18：00	新田地域学習センター	主催	10名
9/17（水）	中高生の居場所作り	15：00～18：00	新田地域学習センター	主催	5名
9/17（水）	中高生の居場所作り	15：00～18：00	関三いこい広場	主催	5名
9/20（土）	星空くらぶ（学集会）	10：00～12：00	ギャラクシティ	主催	10名
9/21（日）	星空くらぶ（動画チーム）	14：00～16：00	ギャラクシティ	主催	15名
9/23(火･祝)	第２回親子体験キャンプ	10：00～16：00	宮城ゆうゆう公園 少年キャンプ場	主催	中止
9/24（水）	中高生の居場所作り	15：00～18：00	新田地域学習センター	主催	5名
9/24（水）	中高生の居場所作り	15：00～18：00	関三いこい広場	主催	5名
9/27（土）	中高生の居場所作り	15：00～18：00	興本地域学習センター	主催	5名
9/27（土）	あそびのフリマ	9：00～17：00	ギャラクシティ	主催	200名
9/28（日）	ジュニアリーダースーパー研修会	13：00～16：00	ギャラクシティ	共催	40名
9/28（日）	こどもみーてぃんぐ	13：30～16：30	ギャラクシティ	共催	50名

行　事　実　施　予　定

１０月１日～１０月３１日　　青少年課

月　日	行　　事　　名	時　間	会　場	主催別	参加者
10/1（水）	中高生の居場所作り	15：00～18：00	新田地域学習センター	主催	5名
10/1（水）	中高生の居場所作り	15：00～18：00	関三いこい広場	主催	5名
10/4（土）	中高生の居場所作り	15：00～18：00	興本地域学習センター	主催	5名
10/4（土）	第十五回足立凧まつり	10:00～14:00	荒川河川敷虹の広場	共催	2500名
10/5（日）	中高生の居場所作り	15：00～18：00	新田地域学習センター	主催	10名
10/5（日）	星空くらぶ(プラネタリウムチーム)	9：00～16：00	ギャラクシティ	主催	20名
10/8（水）	中高生の居場所作り	15：00～18：00	新田地域学習センター	主催	5名
10/8（水）	中高生の居場所作り	15：00～18：00	関三いこい広場	主催	5名
10/11（土）	中高生の居場所作り	15：00～18：00	興本地域学習センター	主催	5名
10/12（日）	中高生の居場所作り	15：00～18：00	新田地域学習センター	主催	10名
10/12（日）	あだち日曜教室	9：30～16：00	葛西臨海公園ほか	主催	78名
10/15（水）	中高生の居場所作り	15：00～18：00	新田地域学習センター	主催	5名
10/15（水）	中高生の居場所作り	15：00～18：00	関三いこい広場	主催	5名
10/18（土）	中高生の居場所作り	15：00～18：00	興本地域学習センター	主催	5名
10/19（日）	中高生の居場所作り	15：00～18：00	新田地域学習センター	主催	10名
10/19（日）	星空くらぶ（動画チーム）	14：00～16：00	ギャラクシティ	主催	15名
10/22（水）	中高生の居場所作り	15：00～18：00	新田地域学習センター	主催	5名
10/22（水）	中高生の居場所作り	15：00～18：00	関三いこい広場	主催	5名
10/25（土）	中高生の居場所作り	15：00～18：00	興本地域学習センター	主催	5名
10/26（日）	中高生の居場所作り	15：00～18：00	新田地域学習センター	主催	10名
10/25（土）	キャンプの達人になろう	10：00～16：00	宮城ゆうゆう公園 少年キャンプ場	主催	20名
10/26（日）	こどもみーてぃんぐ	13：30～16：30	ギャラクシティ	共催	50名
10/26（日）	ジュニアリーダースーパー研修会	13:30～16:30	ギャラクシティ	共催	40名
10/29（水）	中高生の居場所作り	15：00～18：00	新田地域学習センター	主催	5名
10/29（水）	中高生の居場所作り	15：00～18：00	関三いこい広場	主催	5名

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

平成２６年１０月１４日

件　　名	児童虐待防止推進月間の事業実施について
所管部課名	子ども家庭部　こども支援担当課
内　　容	１１月は「児童虐待防止推進月間」として、国、自治体は集中的に児童虐待防止の広報、啓発を行う期間と位置づけられている。 ついては、足立区においても以下のとおり、啓発事業を行うこととする。 「児童虐待防止オレンジリボンキャンペーン in あだち 2014」については、民生・児童委員、東京未来大学・区内高等学校の学生の協力をいただき、駅頭にてオレンジリボン等の配布を行う。 【児童虐待防止推進月間事業一覧】 （下表参照）
今後の方針	

【児童虐待防止推進月間事業一覧】

実施日	事業名・開催日時・内容
11/1（土） 午後２時～3 時	「児童虐待防止オレンジリボンキャンペーン in あだち 2014」 北千住・綾瀬・西新井・竹ノ塚・五反野・梅島各駅頭にて、民生・児童委員、東京未来大学、区内高等学校の学生や足立区要保護児童対策地域協議会等の皆さんと一緒に児童虐待予防のちらしとオレンジリボンを配布する。
11/1　～　11/6 （土）　（木）	養育家庭ＰＲパネル展示 会場：足立区役所　アトリウム
11/16（日） 午後２時～	養育家庭体験発表会 会場：こども支援センターげんき　５階　研修室３
11/19（水） 午前 10 時～正午	児童虐待防止講演会 「子どもへの接し方　ほめ方　叱り方 ～それ、『しつけ』だと思いますか？～」 講師：佐野　京子 氏 親業訓練インストラクター 会場：こども支援センターげんき　５階　研修室３

行事実施結果（9 月 1 日～9 月 30 日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

日　時	行　　事　　名	時　間	会　場	主催別	参加人数
9/1(月) 15(月) 23(火)	第 10 回足立区音楽祭	開催日により異なる	庁舎アトリウム、 アリオ西新井 西新井文化ホール	共催	ｱﾄﾘｳﾑ 350 名 ｱﾘｵ 700 名 西新井ﾎｰﾙ 700 名
9/8～9/19	おりがみサポーターによる 「キッズおりがみ教室」	開催日により異なる	千寿桜小、梅田第一小、本木小、西保木間小、伊興小、足立小、千寿常東小、舎人第一小、千寿第八小、新田小、中川北小、竹の塚小、中島根小	主催	計　217 名
9/19(金)	ふれあい出前寄席	14：00～15：00	特別養護老人ホーム ハピネスあだち	主催	100 名
9/21(日)	読み語りのためのボイストレーニング体験講座	14：00～16：00	生涯学習センター	主催	71 名
9/26(金)	第 36 回あだちアートリンクカフェ	18：30～20：00	東京芸術センター	主催	26 名
9/27(土)	放送大学連携講座「子どもの世界　今・昔」～今を生きる子どもたちの理解に向けて～	10：00～12：00	生涯学習センター	主催	47 名
9/30(火)	新任安全管理講習会	10：00～11：30	生涯学習センター	主催	13 名

行事実施予定（10 月 1 日～　10 月 31 日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

日時	行　　事　　名	時　間	会　場	主催別	参加予定人数【定員等】
10/3(金)	放課後子ども教室スタッフ研修Ｂ 「応急手当（実技）」 ～ケガの手当と感染症対応～	10：00～12：00	生涯学習センター	主催	50 名
10/4(土)	放課後子ども教室スタッフ研修Ｂ 「応急手当（実技）」 ～ケガの手当と感染症対応～	10：00～12：00	勤労福祉会館	主催	50 名
10/5(日)	指導者講習会コーディネーショントレーニング　アドバンス対象＜理論編＞	14：00～17：00	生涯学習センター	主催	60 名
10/7(火)	放課後子ども教室スタッフ研修Ｃ 「子どもとの関わり方」 ～心の成長を考える～	10：00～12：00	生涯学習センター	主催	50 名
10/13(月)	足立ジュニア吹奏楽団出張演奏 足立区民体育大会開会式、スポーツカーニバル	9：00～10：00 11：00～11：30	総合スポーツセンター	共催	4000 名
10/16～23(木)2 回	東京未来大学連携講座“くらしに役立つ心理学”シリーズ Vol.5『行動の心理学』～人の意見に左右される心理のしくみ～	19：00～21：00	生涯学習センター	主催	60 名
10/19(日)	足立ジュニア吹奏楽団 ブラスバンドフェスティバル出演	12：00～12：15 14：45～15：00	西新井文化ホール	共催	1200 名
10/20(月)	放課後子ども教室スタッフ研修Ｂ 「応急手当（実技）」 ～ケガの手当と感染症対応～	9：40～11：40	ギャラクシティ	主催	70 名
10/22(水)	ふれあいコンサート	13：15～14：15	ゆうあいらんどさの	主催	100 名
10/24(金)	第 37 回あだちアートリンクカフェ	18：30～20：00	東京芸術センター	主催	30 名
10/25(土)	放課後子ども教室スタッフ研修Ｃ 「子どもとの関わり方」 ～心の成長を考える～	9：40～11：40	ギャラクシティ	主催	70 名
10/27(月)	指導者講習会コーディネーショントレーニング　アドバンス対象＜実践編＞（A ｺｰｽ）～COT 総論の復習とその実践～	19:00～21:00	生涯学習センター	主催	30 名
10/29(水)	体験プログラム「読み語りキャラバン」in 花畑図書館	15:20～16:00	花畑地域学習センター	主催	50 名

10/29、11/12（水）	おりがみサポーター　レベルアップ教室	10：00～11：30	生涯学習センター	主催	24名
10/30（木）	放課後子ども教室スタッフ研修Ｃ 「子どもとの関わり方」 ～心の成長を考える～	10：00～12：00	勤労福祉会館	主催	50名
10/31（金）	ふれあいコンサート（ドラムサークル）	14：00～15：00	谷在家福祉園	主催	50名